

変容する都市の同和地区とその「都市下層」への編入について¹⁾

—部落問題を階級・階層の視点からとらえなおすための一試論—

島 和博*

1. はじめに

「同和地区（部落）はなぜ貧しいのか」、このような問いが近年の部落問題研究の中心的な課題のひとつとなっているようだ。そしてこの問いへの答えを求めて多くの研究者によって理論的・実証的な研究が蓄積されつつもあるようだ。それ「にもかかわらず、その分析はまったく不十分である」¹⁾（強調点は原著）と青木秀男はいう。そして青木はその理由として「ひとえにデータの不十分さに起因する。…分析の要点でデータが途切れる」と述べている。たしかにそうである。実証のためのデータの絶対的な不足は否定できない。しかしはたしてその「不十分」さの理由はそれだけだろうか。もしもそうであるとすれば、今後のさらなるデータの収集・蓄積や既存データの再分析、あるいは分析技法の洗練化・高度化、等々の努力や工夫によっていずれはこの問いへの答えがみつかるだろう。あるいは逆にいえばそのときまではその答えはみつからないということにもなるだろう。

しかし、正直に言えば、私にはとうていそのようには思えない。なぜなら私はそもそもにお

いて「同和地区はなぜ貧しいのか」というふう
に問うことそのことが——その「問いの構造」
そのものが——間違っているのではないのか、
とと思っているからである。このような問いへの
疑問は理論的・イデオロギー的なものを含めて
いくつかあるが、そのうちのもっとも大きな疑
問点は「同和地区はなぜ貧しいのか」といった
問いが暗黙のうちに同和地区という場所があ
たかもひとつの「まとまり」として——すなわ
ちあの「三位一体」的な「まとまり」として——
いまなお存在しているかのように前提している
のではないか、というところにある。

これまでの同和問題（部落問題）の認識とそ
の問題の解決をめざした運動（部落解放運動）
のあり方をその根底において規定してきたのは
1950年代の初頭に歴史学者の井上清によって提
起されその後の激しい論争を経て確立された
いわゆる「三位一体」論的な被差別部落（同和地区）
のとらえ方である。もちろんここでこの「三位
一体論」についての立ち入った検討をする余裕
はない²⁾。ここではただ一点、この認識枠組み
においては、同和地区（被差別部落）は「差別

1) 青木：2003、P.74

2) この「三位一体」論の成立過程の詳細については（師岡：1985）の第一巻を参照

された身分と職業と地域が分かつことができない一体のものとして」³⁾ある、そのような「まとまり」の場所として把握されてきたということを確認しておけば十分である。

しかしこのような同和地区という「まとまり」はもはや客観的実在としては存在しない。このことはたとえば次のような単純な事実だけでも明らかである。次の(表1)は2005年と2010年の国勢調査の町丁別集計結果に基づいて、「同和地区町丁」、「混住地区町丁」、「隣接町丁」、「その他町丁」ⁱⁱ⁾の別に、2005年～2010年の5年間ににおける転出者と転入者の比率を推計したⁱⁱⁱ⁾、その結果を示したものである。この集計表に示されているように、大阪市内の同和地区町丁(「同和地区町丁」と「混住地区町丁」を併せた町丁)の転出者・転入者の比率は、その他の町丁(同和地区の「隣接町丁」や「その他町丁」)のそれと比べても決して低くない。この集計表は大阪市内の同和地区では非同和地区と同様の、あるいはそれ以上の、激しい人びとの移動が生じているということを示している。

すなわち、あの「分かつことができない一体のものとして」あった同和地区へ2005年から2010年の5年間だけでも大量の「身分」や「職業」を異にする人びとが転入し、また「身分」や「職業」を同じくする人びとが同和地区から大量に転出していったという事実を示している。そしてこのような同和地区における人びとの大

量の転出入は2005年の以前からあったであろうことは確かである。そうだとすれば現在の同和地区においては、少なくとも「三位一体」的な「身分」と「地域」の一体性はもはやありえないし、あったとしてもそれはきわめて部分的なものでしかないだろう。

現在では(都市の)同和地区はもはや他の地域と切り離され、隔離された孤立・閉鎖の場所ではありえず、むしろ人びとの激しい移動——地区からの転出と地区への転入——によって不断に変動している、そのような場所であり、移動する人びとによって開かれた普遍的な「交通空間」のなかにある場所である。そうであるとすれば、当然にも、現在の(都市の)同和地区は「身分(出自)」を同じくする「差別された」人びとのだけの生活空間ではありえない。そこは「差別された身分」と「地域」が「分かつことができない一体のものとして」ある場所ではなく、むしろ、様々に異なった「身分(出自)」の人びとが混じりあって生活している場所である。そのような場所としてある現在の同和地区(と呼ばれている場所)を同和地区としてまとめることにどのような理論的正当性があるのだろうか。

もちろん人びとがある場所を「同和地区」あるいは「部落」と名指しし、その場所を他からは区別された特別の「まとまり」の場所として認知し、名乗り、そしてさらには差別さえる、

(表1)

	人口(2005)	人口(2010)	調整人口 (2005)	転出人口	在住人口	転入人口	人口増減	転出率	転入率
同和地区町丁	18110	16776	17312	5785	11527	5319	-466	0.334	0.317
混住地区町丁	41218	38585	39500	10960	28540	10241	-719	0.277	0.265
隣接町丁	109117	104960	104657	29849	74809	30771	923	0.285	0.293
その他町丁	2407548	2360331	2319229	629015	1690214	680881	51866	0.271	0.288

(表註) この集計表は2005年と2010年の国勢調査の小地域(町丁別)集計表に基づいて推計されたものである。

3) 井上：1950、P.

(表 2)

度数	L	LM	M	UM	U	合計
同和地区	6590	3995	2609	2109	1504	16807
混住地区	10724	8779	7201	6534	5878	39116
隣接地区	25095	22722	20699	19802	19196	107513
その他地区	473781	480694	485681	491673	485683	2417511
合計	516189	516189	516189	520118	512260	2580947

比率	L	LM	M	UM	U	合計
同和地区	0.392	0.238	0.155	0.126	0.089	1.000
混住地区	0.274	0.224	0.184	0.167	0.150	1.000
隣接地区	0.233	0.211	0.193	0.184	0.179	1.000
その他地区	0.196	0.199	0.201	0.203	0.201	1.000
合計	0.200	0.200	0.200	0.202	0.198	1.000

(表註)この集計表の集計単位は個人である。なお表頭のL・LM・M・UM・UのラベルはそれぞれL:Lower(下層)、LM:Lower-Middle(中下層)、M:Middle(中層)、UM:Upper-Middle(中上層)、U:Upper(上層)の略号である。

といったことはありうるし、現にある。しかしこのことと同和地区があたかもひとつの「まとまり」として実在するかのように前提して、たとえばその貧しさの原因や理由を問うことはまったく別のことである。人びとが幽霊の存在を信じてそれを怖がることは当然ありうるが、だからといって幽霊の実在を前提としてたとえば「幽霊にはなぜ足がないのか」などと問うことはやはり馬鹿げているし誤ってもいる。問われるべきはむしろ「人びとはなぜ実在しない幽霊を信じるのか」あるいは「人びとはなぜ実在しない幽霊を見ることができるのか」ということでなければならぬだろう。ありていにいえば「同和地区はなぜ貧しいのか」といった問題設定にはどこかこのような幽霊談義と似ているところがある。問いの前提となる「同和地区」という場所の実在と輪郭、そして概念が不確かなのだ。

たとえば次のようなデータについて考えて見よう。この集計表(表2)は「同和地区町丁」、「混住地区町丁」、「隣接町丁」「その他町丁」の別に、それぞれの場所の階層構成を示したものである^{iv)}。

大阪市の全市民を五つの所得クラス(五分位階級)に分類し、この所得クラスを階層的位置の代理変数とみなして、その数をカウントしたものである。なお、各所得クラスの区分点は大阪全体の等価所得の分布⁴⁾から求めたその五分位数(quintile)——具体的には130万円、204万円、286万円、413万円——である。上段に示されているのが度数表であり、下段の表では各地区の階層構成が表示されている。

私たちはこの集計表からきわめて容易に「同和地区の貧しさ」を確認することができる。この集計表によれば、同和地区においてはその等価所得が130万円——ちなみにこれを三世帯の世帯所得に換算すると225万円である——以下のLower-Class(この所得クラスにある人びとを便宜的に「貧困層」と呼んでおこう)の比率が39%であり、この値は他の場所と比べると圧倒的に大きい。逆に等価所得が413万円——同様にこれを三世帯の世帯所得に換算すると715万円である——以上であるUpper-Classの比率は9%でありこれは他と比べるときわめて小さい。さらにこの集計表から「同和地区」、「混住地区」、「隣接

4) 本稿で用いている等価所得の分布の推計については稿末の(注iv)を参照。

地区]、「その他地区」の所得水準（等価所得の分布の中央値）を推計・算出するとその値はそれぞれ170.1万円、211.6万円、232.3万円、250.6万円となって、ここでも同和地区の所得水準の低さは歴然としている。いずれにしても、同和地区の貧しさは一目瞭然である。

ここから私たちはすぐに同和地区の貧しさについて云々したくなる。そして次には「なぜ同和地区は貧しいのか？」といった問いを提出したくなる。しかしこのような性急な議論や問いの設定には落とし穴がある。そもそもにおいて、現在では程度の差はあれ多様な人びとの混雑と雑居の場所としてある同和地区と呼ばれている場所を同和地区というまとまりとしてくり出すことに理論的な根拠がないということについてはすでに述べたが、もしも何らかの理由によって同和地区というまとまりを仮定したとしても、その場合でもやはり「なぜ同和地区は貧しいのか？」といった問題のたて方は正しくない。結論的にいえば、第一にそれは同和地区の内部の差異や対立を無視している。第二にそれは同和地区の外部をみていない。そこでは、同和地区という「まとまり」が実体化されてしまい、同和地区として完結させられてしまっている。しかし同和地区はもはや無矛盾・無対立の「まとまり」としてあるのではないし、またその外部と切り離されてそれ自身で完結しているのではない。

（表2）にはたしかに同和地区では貧困層の比率が高いということが示されている。しかし集計表を素直に読めば「そこには安定層もいる」⁵⁾し、それ以上のかなり豊かな層（Upper-Class）さえ存在することがわかる。同和地区にも貧困

—安定—富裕の階層分化の現実があることは上の簡単な階層構成表からも歴然としている。そうであればそこには顕在的・潜在的に階層的な分化や対立そして矛盾もあることは自明である。それにもかかわらず、「同和地区の貧しさ」あるいは「貧しい同和地区」が語られるときにはこの同和地区の内部の差異や対立の現実への関心は後景に退いてしまう。

同和地区もまた容易にはまとめがたいさまざまな異質な場所の接合体であるということが忘れられるべきではない。同和地区という「まとまり」がア・プリアリにあるのではない。それはヘゲモニックな接合実践によってさまざまな場所がまとめられた結果としてある。もちろんここでの「場所」とは必ずしも地理的・空間的な場所だけを意味しているのではない——それもまたひとつの場所ではあるのだが。それは同和地区という「まとまり」を構成する諸部分——ラクラウとムフの表現を借りるならば「差異の節合された全体性」⁶⁾としての同和地区を構成する「諸要素」——のいいである。そして、この同和地区を構成するさまざまな場所をどのようにして（再）分節化するのか——「節合された全体性」の再分節化——という問題は部落問題（同和問題）を考える際の重要な課題であるはずである。それはいいかえるならば、同和地区の内部に走る——そして「まとまり」のもとでその可視化を抑圧されている——差異や対立の分断線を（再度）見いだすということである。その際に、どのような差異に注目するのかということに応じて（再）分節化はさまざまでありうる。たとえば、現在の同和地区にあってもいまだ——リアルなあるいは幻想としての——「出

5) 青木：2013、P.61

6) ラクラウ・ムフ：2012、P.

自」という分断線によって分節化されているような場所も完全に消滅したわけではないだろうし、あるいは、ジェンダー間の差異に基づく分断線によって分節化されるような新しい場所もあるだろう。本稿が主として注目するいわば古くて新しい場所である同和地区内部の階級・階層という分断線によって分節化される場所もある。いずれにしても、部落あるいは同和地区という「まとまり」を(再)分節化することによって現在の同和地区の現実のみえてくる。しかし「同和地区はなぜ貧しいのか」という問いはややもすればこの内部の差異への視線を遮断し、現実を覆い隠してしまう。

そしてこのように同和地区をひとつの自足した「まとまり」としてみようとする——あるいは無自覚・無意識のうちにそのようにみってしまう——傾向は、必然的に同和地区の外部への無関心とも結びつく。上の集計表に即していえば、同和地区の外部である「隣接町丁」や「その他町丁」への無関心である。「同和地区の貧しさ」が語られるとき、この外部の階層構造や貧困の現実が関心され言及されることは少ない。同和地区には1万7千人余の貧困層が存在しその比率は30%を越えるが、しかし同時に「隣接地区」にも2万5千人以上の、そして「その他地区」には47万人以上の貧困層が存在する。その比率は同和地区よりも小さいがその絶対数でみればはるかに大きい。貧困層の大多数は同和地区の外部に存在しているのである。大阪市全体の貧困層に占める同和地区の貧困層の比率は混住地区と併せても高々3.4%程度にすぎない。それでも、「同和地区の貧困」へと向かう視線がこの外

部の貧困へと向けられることは少ない。

同和地区をひとつの「まとまり」として(のみ)みる姿勢にとつて、この「内部の差異」と「外部」はその視線と関心の向けられることのない盲点としてある。そしてもしかしたらこのような視線と関心のかたよりは、これまでの部落問題や同和問題の認識のあり様につねに付きまどってきたのではないかとさえ疑われる。

たとえば先の井上清は「部落内における階級分化・対立は畸形的であり、現在の歴史的条件のもとで、それが将来—そう進展する可能性は弱い⁷⁾」として「部落の内部」における階級的・階層的な対立の諸現実とその展開の可能性を否定し、そうすることによって部落の内部の対立や矛盾へと向かう視線をあらかじめ封じてしまった。そしてさらに、「資本主義は、新たに大都市に貧民窟(スラム)をつくりだしたが、それはどんなに外形上は部落とにいていても、根本的にちがっている⁸⁾」と述べて、部落(同和地区)と外部の都市下層の貧困を切断し、「部落の外部」へと向かう関心を遮断した。被差別者の貧困と外部の貧困とを「根本的にちがっている」として切り離してしまった。そしてこのような視線と関心の制限と遮断にささえられて部落(同和地区)は「三位一体」の「まとまり」としてまとめあげられた。

このような井上の主張の是非についてここで議論する余裕はないが、少なくとも現在の同和地区についてこのような「根本的なちがいが」ないことは明らかである。現在の同和地区は普遍的な「交通空間、つまり内も外もないような空間⁹⁾」のなかにあり、そこから人為的に——すなわちヘゲモ

7) 井上：1950、P.9

8) 同上、P.5

9) 柄谷：1999、P.42

ニックに——構築され、まとめられたいわば擬似的な場所であるにすぎない。「三位一体的差別が分解しつつある今日」同和地区という場所をその被差別性のゆえに他からは区別されうる——区別しなければならない——場所であるとするのはまさしく野口道彦がいう「身分と地域のすり替え」¹⁰⁾以外のなにものでもない^{v)}。それにもかかわらず、この切断の思考はいまなお執拗に生き残っているようにみえる。

同和地区という「まとまり」を解体すること、その内部にある差異と分断の「実態」を明らかにすること、そして同和地区とその外部との連続性を可視化すること、同和地区の階層構造の分析のひとつの目的はここにある。決して「まとまり」としての同和地区の「実態」——たとえば同和地区の貧困——を明らかにすること(だけ)にあるのではない。

しかしこの目的のためには上記の集計表に示されているような「同和地区の貧しさ」に注目するだけではまったく不十分である。それはあまりに抽象的に過ぎる。そこからは同和地区の内部の具体的な「貧しい場所」はまったくみえてこないし、それゆえその内部の階層的な分断線の所在もわからない。それは同和地区という抽象的な場所の抽象的な階層構成を示しているにすぎない。この抽象的な同和地区の階層構成表は何らかの具体的な場所でのそれへと展開され、具体化されなければならない。しかもそれが展開される場所は同和地区の階層構造が正しく可視化する場所であればならない。

2. 「12地区」と「三つの場所」の階層構成

同和地区の「実態」が可視化し、その諸「問題」がいわば顕現する具体的な場所のひとつが同和地区の地理的・空間的な区分である「12地区」という場所である。それは大阪の同和地区を構成するもっとも基本的な単位である。すなわち大阪の同和地区とは通常はこの「12地区」のことに他ならない。先の(表2)の集計表に示されている同和地区の抽象的な階層構成(表)を大阪の同和地区を構成している実在の「12地区」という具体的な場所に展開したものが次の集計表(表3)である。

この集計表の表象内容は上記の(表2)とまったく同じであり、その「同和地区」と「混住地区」の階層構成表を、「12地区」に細分化して再集計したものにすぎない。しかしこのような簡単な細分化と再集計によってでも、同和地区の階層構造の具体的な姿がかなり明らかになってくる。この集計表からは同和地区の階層構成がその地理的・空間的に区分された12の場所によって大きく異なっているという事実がみえてくる。

たとえ比率表のL(Lower-Class)の欄からわかるように、「貧困層」が分厚く存在しているのはA・D・I・J・K地区である。H地区はLM(Lower-Middle)層からM(Middle)層が厚く、B・C・E・F・G・Lの6地区においては同和地区全体の階層構成——最下段の「合計」の行——と比較するとM(Middle)層からU(Upper)層の比率が高く、同和地区のなかでは比較的豊かな階層の場所であるようにみえる。特にE地区のU(Upper)層の比率は21.9%と大阪市の平均的な比率19.8%を超えている。

10) 野口：1997、P.60

(表 3)

度数	L	LM	M	UM	U	合計
A	3603	2233	1539	1406	1107	9887
B	1609	1394	1335	1326	986	6650
C	450	372	358	356	270	1806
D	343	265	207	173	97	1084
E	1439	1337	1246	1225	1475	6721
F	837	684	621	598	674	3415
G	934	948	910	870	823	4486
H	294	276	219	170	117	1076
I	866	653	487	370	247	2624
J	5674	3604	2195	1626	1171	14270
K	1176	925	613	449	359	3521
L	88	85	80	75	55	383
合計	17314	12774	9810	8643	7382	55923

比率	L	LM	M	UM	U	合計
A	0.364	0.226	0.156	0.142	0.112	1.000
B	0.242	0.210	0.201	0.199	0.148	1.000
C	0.249	0.206	0.198	0.197	0.149	1.000
D	0.316	0.244	0.191	0.160	0.089	1.000
E	0.214	0.199	0.185	0.182	0.219	1.000
F	0.245	0.200	0.182	0.175	0.197	1.000
G	0.208	0.211	0.203	0.194	0.184	1.000
H	0.274	0.256	0.204	0.158	0.109	1.000
I	0.330	0.249	0.186	0.141	0.094	1.000
J	0.398	0.253	0.154	0.114	0.082	1.000
K	0.334	0.263	0.174	0.128	0.102	1.000
L	0.229	0.223	0.209	0.195	0.144	1.000
合計	0.310	0.228	0.175	0.155	0.132	1.000

AIC=-2492.5

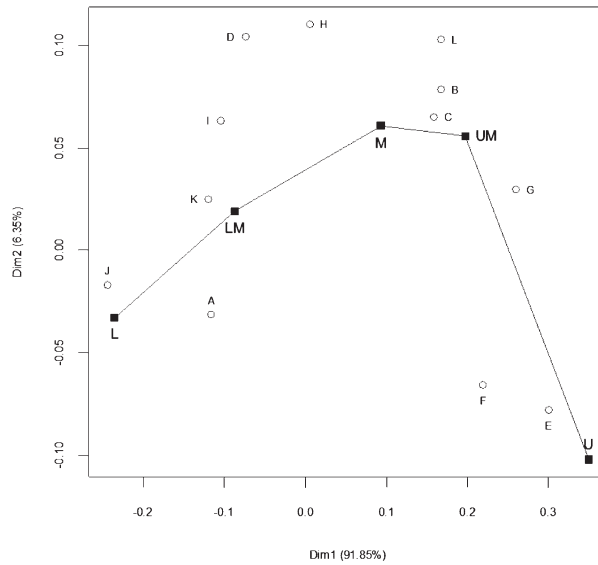
(表註) この集計表の集計単位は個人である。

次の(図1)は上記(表3)のクロス集計表を対応分析 (Correspondence Analysis)¹¹⁾ によって分析した結果えられる主成分スコアを二次元座標上にプロットしたものである。なおこの図では、第一主成分 (x軸の値) がデータの散らばりの90%以上を説明しているので—x軸のラベルを参照—第二主成分 (y軸の値) は無視してかまわない。そして列スコアの並び (L—LM—M—UM—U) から、第一主成分 (x軸) の値はそれが大きくなるほど所得ランク (階層的位) が高くなるということを表している。この図か

ら私たちは12地区の階層的位——その所得ランクによって代理表象された階層的な位——の相対的な位関係をより具体的にみることができる。

このようにしてみえてくる12地区という場所へと展開された同和地区の階層構造は、(表2)に示されていた抽象的なまとまりとしての同和地区の階層構造よりもはるかに具体的である。そしてそこには、もはや「貧しい同和地区」といったふうに一括りにしてしまうことのできないほどの階層的な分化の現実が示されている。同和

11) Correspondence Analysis についてはさしあたり (Greenacre : 2007) などを参照



(図 1)

地区という「まとまり」の階層的な分化の現実が12地区間の差異として、いわば空間的に可視化しているのだとみることができる。

しかしそれでもこの「12地区」という場所は同和地区の階層構造やその内部における階層分化の現実が「正しく」可視化されうる場所ではない。そもそも「12地区」という地理的・空間的な場所の決定——地区の指定とその範囲の画定——それ自体が、それぞれの場所の内部の差違を無視して行政の都合や運動の論理によって、総じていえば「政治的に」なされているのである。それゆえ、同和地区の分離と分散の実態は、それが12地区であれ、あるいはより細分化された55町丁であれ、そのような地理的・空間的な区分のみによって把握することはできない。同和地区の地理的・空間的な区分は、その範囲の広狭に関わらず、その内部に潜む差違や構造的な分断線を十全に可視化することはできない。とりわけ同和地区の内部の階層的な差異やその階層分化の現実はこの地理的・空間的「まとまり」

によって歪み、みえなくなってしまう場合さえある。

それゆえ同和地区内部の階層分化の現実をその地理的・空間的な区分に基づいて明らかにしようとするには限界がある。もちろんそれは同和地区の地理的・空間的に定義され分割された12地区のあいだにおいても可視化する。私たちは地理的・空間的に区分された場所間の差異をみることによって、総体としての同和地区という「まとまり」が分解し散逸化しつつあるという症候をうかがうことはできる。しかし、このようにしてみえてくる12地区間の差異は、同和地区という「まとまり」の内部に走る分断線の間接的で歪められた表出である。それは同和地区の階層分化の現実の地理的・空間的に分割された非階層的な場所への多かれ少なかれ歪められ屈折せしめられた写像である。12地区や55町丁といった地理的・空間的に区分された非階層的な場所で見えてくる階層的現実をそのまま地区や町丁の実態として受け入れてしまうこ

とは、ふたたび同和地区をいわば「小さなまとまり」としてまとめてしまうことになる。

必要なのは12地区や55町丁という地理的・空間的にまとめあげられた場所をも横断して、それら場所の内部に潜む階層的な分化の現実がみえてくるような内部の場所を見出すことである。このことは具体的な分析の手続きに即していえば、人びとの階層的な位置の代理変数である所得ランクともっとも強く相関している指標(変数)をみつけるということでもある。

限られた入手可能なデータのなかで、そのような場所を識別しうる指標が「住宅の所有形態」という指標である。この「住宅の所有形態」という指標は野口道彦が指摘しているように、同和地区(だけではないのだが)の「意味ある階層区分」のための「シンプルで、客観的で、可視的」な指標であり、また「経済状態による階層区分と極めて強い関連を持ち、かつ説明力をもって」¹²⁾ いる指標である^{vi)}。さらには、「住宅」は人びとの移動を規定するきわめて重要なファクタであり、それゆえ、同和地区における人びとの移動がもたらす社会構造や階層構造の変容過程を明らかにするためには不可欠の指標でもある。

この「住宅の所有形態」¹³⁾ という指標にによって識別・区分される同和地区の内部の「三つの場所」——「持ち家」、「公営住宅」、「民間借家」という三つの場所——は同時に同和地区と非同和地区の境界線を越えて、大阪の全域に——その密度をさまざまに変化させながら——広がる普遍的なあるいは脱領域的な場所でもある。そ

れゆえこの三つの場所に可視化する階層的な現実が同和地区の内部に封じ込められてしまうこともない。むしろそれは同和地区の内部の階層的現実を外部の階層的な現実へと接続し、大阪全体の階層マップを可視化し、そのなかに同和地区の階層的現実を位置づけることを可能にする。

次の(表4)は、この同和地区の内部の三つの場所——すなわち「持ち家」、「公営住宅」、「民間借家」という三つの場所——の階層構成を示したものである。

この集計表もシンプルな集計表であり、これが何を表しているのかということを読み取るとは容易である。ここには「持ち家」と「公営住宅」と「民間借家」という同和地区内部の三つの場所において、その階層構成がきわめて大きく異なっているということが示されている。

「持ち家」という場所の所得ランクの分布はMiddle層からUpper層へと大きく偏っている。特にUpper-Middle層とUpper層の比率はそれぞれ20.4%、23.1%と大阪市のその平均的な比率——20.2%と19.8%——を上回っている(表2を参照)。Middle層以上の比率は63.3%であり、そこはもはや貧しい場所ではなく、「安定層」の場所であり「ミドル・クラス」の場所である。

この「持ち家」という場所ときわだって対照的な場所が「公営住宅」という場所である。ここではLower層の比率が45.9%、Lower-Middle層のそれが26.5%と、両者を併せると70%を越えている。そこは貧困層の場所である。そしてこの二つの場所に挟まれるようにして「民間借家」

12) 野口：1995、P.63

13) 国勢調査(2010)の集計では、この「住宅の所有形態」は「持ち家」「公営の借家」「都市機構・公社の借家」「民営の借家」「給与住宅」「間借り」「会社等の独身寮・寄宿舎」「その他」の8カテゴリーで集計されているが、同和地区町丁においては「持ち家」「公営の借家」「民営の借家」以外の所有形態はきわめて少数なので、以下の分析においては除外されている。

(表4)

度数	L	LM	M	UM	U	合計
持ち家	3338	3572	3701	3845	4349	18805
公営住宅	7325	4239	2355	1494	559	15973
民間借家	6540	4804	3558	3088	2218	20207
合計	17203	12615	9615	8426	7127	54985

比率	L	LM	M	UM	U	合計
持ち家	0.177	0.190	0.197	0.204	0.231	1.000
公営住宅	0.459	0.265	0.147	0.094	0.035	1.000
民間借家	0.324	0.238	0.176	0.153	0.110	1.000
合計	0.313	0.229	0.175	0.153	0.130	1.000

AIC=-6154.9

(表註) この集計表の集計単位は個人である。

という場所があり、そこはおおむね同和地区の平均的な階層構成と似たような構成を示している。

この「持ち家」「公営住宅」「民間借家」という三つの場所における階層状況は、(表3)に示されていた12地区という場所のそれに比べて、同和地区内部における階層分化の現実をはるかにクリアに示している。その理由は、「住宅の所有形態」という指標の方が「同和地区の12区分」という変数よりも階層区分変数である所得ランクとはるかに強い関連を有しているからである。

クロス集計表の二変数間の関連の有無とその「強さ」を示す統計量として上記の集計表では通常の χ^2 統計量ではなく、AIC (Akaike's Information Criterion: 赤池の情報量基準) 統計量の値を示している——それぞれの集計表の一番下の欄。クロス集計表における変数間の「関連の有無」を示す統計量としては、通常は χ^2 統計量が用いられることが一般的なのだが、この統計量は「関連の強さ」を示すものとしては適切でない。それに対してAIC統計量は直接的にこの「関連の強さ」を測り、比較することが可能である¹⁴⁾。そして「12地区区分×所得ランク」の12×5のクロス集計表のAICは-2492.522であるのに対して、「住宅の所有形

態×所得ランク」の3×5のクロス集計表のAICは-6154.918である。後者の値の方がはるかに小さくなっている。AIC統計量ではその値が小さいほど変数間の関連が強いことを意味しているので、同和地区の「三つの場所」の方が「12地区」よりも「所得ランク」との関連がはるかに強く、それゆえ同和地区の階層状況を正しくとらえているということなのである。

すなわち「住宅の所有状況」という指標によって識別・区分されたわずかに三つの場所の方が、地理的・空間的に区分された12の場所よりも同和地区の階層的な現実がより露にみえてくる場所であるということである。その地理的・空間的な区分をさらに細かく細分化したとしても事態は変わらない。ここでその集計結果を提示することはしないが、たとえば同和地区を地理的・空間的にさらに細かく区分した「同和地区の55町丁」ごとにその所得ランクの分布をみた場合、そこで作成される55×5のクロス集計表のAIC統計量は-3637.9であり、「住宅の所有形態×所得ランク」の3×5のシンプルなクロス集計表のそれ(-6154.9)よりもはるかに大きい。このことは「同和地区内の55町丁」という場所も同和地区の階層的現実が正しくみえてくる場所ではな

14) クロス集計表のAIC等計量に基づく分析については(坂元:1985)、(坂元・石黒・北川:1983)などを参照

いということの意味している。そしてこのような地理的・空間的な細分化を究極まで推し進めていけば、最後は「個人の場所」にたどり着くのだが、もちろんこの個人の場所が階層の構造的な現実をみることのできる場所ではないということは自明である。そこでみえてくるのはむしろ無限に拡散する階層的差異のカオスでしかないだろう。つまり、地理的・空間的に区分され定義された場所は、その階層的現実が正しく見えてくる場所ではないのである^{vi)}。

同和地区をも含めた都市の階層構造の認識は、それが正しく可視化する場所を見出して、そこにおいてなされなければならない。そのような場所として「住宅の所有形態」という指標によって識別・区分される「持ち家」、「公営住宅」、「民間借家」という三つの場所があることを確認した。都市の非階層的に識別・区分された場所にこの三つの場所を交差（クロス）させることによって、その非階層的な場所の階層構造を明らかにすることができるだろう。たとえば次の（表5）は12地区のひとつであるA地区についてその内部の三つの場所の階層構成をみたものである。

私たちはこの表からA地区においても「持ち家」と「公営住宅」という場所の階層構成の差が大きいということを、そして両者のあいだの差は

（表4）に示されている同和地区全体におけるそれよりもはるかに大きいということを読み取ることができる。A地区では「持ち家」層の58%がUpper-Middle層以上の階層に属しており、「公営住宅」層の77%はLower-Middle層以下の階層に属している。A地区ではこの二つの場所（階層）はほとんど重なり合うことなく分離されている。そしてそのあいだに挟まれるようにして「民間借家」という場所が存在している。そしてここでみえてくるA地区の階層分化の状況は12地区の階層構成を示した（表3）からみえてきたそれとはかなり異なっている。（表3）からはA地区は貧困層が分厚く堆積する貧しい場所とのみみえた。しかし、A地区を「住宅の所有形態」別の三つの場所に区分することによってその「貧しい」A地区にあっても「公営住宅」という場所と「持ち家」という場所とのあいだにはきわめて大きな階層的な格差あるいは断絶があることがみえてくる。ちなみにA地区における三つの場所の等価所得の中央値は「持ち家」が334万円（三人世帯の世帯所得に換算した場合は579万円）、「公営住宅」が133万円（同じく230万円）、「民間借家」が197万円（同じく341万円）とその格差はきわめて大きい。その結果、A地区の等価所得で算出したGini係数は0.423と12地区のなかでは

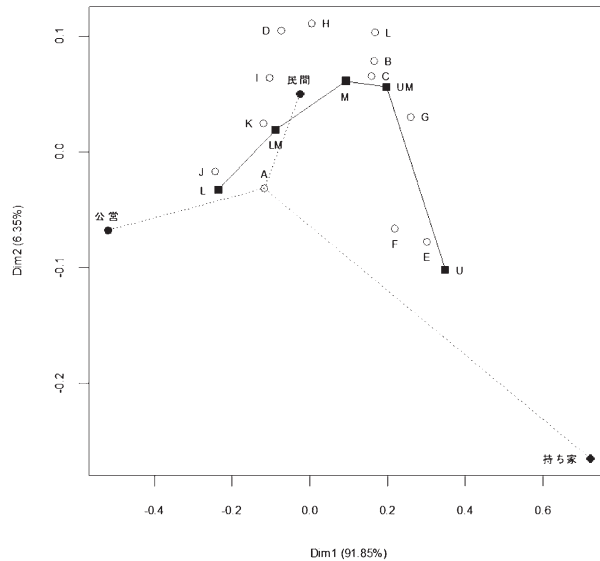
（表5）

度数	L	LM	M	UM	U	合計
持ち家	112	182	193	262	420	1169
公営住宅	1931	890	405	338	102	3667
民間借家	1557	1155	929	792	569	5002
合計	3601	2226	1528	1392	1091	9838

比率	L	LM	M	UM	U	合計
持ち家	0.096	0.155	0.165	0.224	0.359	1.000
公営住宅	0.527	0.243	0.111	0.092	0.028	1.000
民間借家	0.311	0.231	0.186	0.158	0.114	1.000
合計	0.366	0.226	0.155	0.142	0.111	1.000

AIC=-1563.38

（表註）この集計表の集計単位は個人である。



(図2)

もっとも所得不平等の度合いが高い地区となっている。

次の(図2)は先に示した(図1)の上に(表5)の集計表に示されているA地区の三つの場所——「持ち家」「公営住宅」「民間借家」——の階層上の位置を supplementary points¹⁵⁾として追加プロットしたものである。12地区の階層的 position のマップは(図1)のそれとまったく同じであり、そのベースマップの上にA地区の三つの場所の階層的な位置が重ね描きされているだけである。しかしこの図に示されているA地区の展開された三つの場所の階層的 position は、(図2)においてはA地区としてひとつにまとめられていた場所の内部に、実際にはどのような階層分化の現実が潜んでいたのかということを露わにしている。

A地区を全体としてみた場合、その所得水準は181万円と同和地区全体の平均的な所得水準(198

万円)よりもかなり低く、A地区が全体としては貧しい場所であることはたしかである(図1と図2のA地区を示すポイントを参照)。しかしその貧しいA地区の内部には、一方にはその所得水準がかなり高い「持ち家」という場所があり——非同和地区における「持ち家」の所得水準は280万円でありこれと比べてもA地区の「持ち家」の所得水準ははるかに高い——もう一方にはその所得水準がきわめて低い「公営住宅」という場所があつて、A地区を単純に貧しい地区としてまとめてしまうことを許さない厳しい階層分化の現実があることがわかる。他の地区、B地区、C地区...L地区についても同様である。そしてこのような同和地区の内部の具体的な場所の具体的な階層的諸現実の総和として同和地区の階層的現実はある。

とはいえもちろん、このようにしてみえてくるA地区の階層的現実はそれでもまだまったく抽

15) 対応分析における supplementary points については (Greenacre : 2007、p.89-96) を参照

象的であり、その階層構造の大まかな骨格がみえているにすぎない。この骨格を下絵にして、さらにそのうえにたとえば各地区の性別・年齢別人口構成、労働力状態、就業構造、学歴構成、家族形態、そして転出・転入の状況、等々を重ね描きしていくことが必要である。そうすることによって徐々に12地区という場所の階層的な現実の具体的な姿がみえてくる。しかしそれはまた別の作業である。

3. 「同和地区」から「都市下層」へ

「同和地区はなぜ貧しいのか」という問いの前提には「同和地区は貧しい」あるいは「貧しい同和地区」という現実認識がある。しかしそのような認識は同和地区という場所を「丸ごと」貧しい場所とみて、そのような場所として——貧困と被差別の場所として——まとめてしまう認識である。それは一方で同和地区の現実を露にしつつしかしもう一方では別の現実を覆い隠す。それは同和地区としてまとめられた場所の貧しさを可視化しつつ、そのことを通じて同時に同和地区の内部の階層的な分断状況を覆い隠す。そこでは同和地区内部の貧困の場所が——そして貧困ではない場所もまた——具体的に明かされることはない。

次のような簡単なデータについて考えてみよう。下の二つの集計表（表 6a、表 6b）のうちの左側の表は同和地区の「12地区」という地理的・空間的な区分と「住宅の所有形態」の三つの場所の組み合わせによって識別・区分される36（ $12 \times 3 = 36$ ）の場所について、それぞれの場所の所得水準（等価所得の中央値）を推計・算出ものである（単位は万円）。この表の右端の「全体」の欄に示されている値は12地区を「住宅の所有形態」によって区分せずに、それぞれの地区を「まとめて」みた場合の所得水準であり、最下段は同和地区以外の場所の平均的な所得水準を示している。

この集計表には何が示されているのかといえ、それはきわめて単純な事実——すなわち貧しいのは同和地区ではないという事実、あるいは同和地区内のすべての場所が貧しいのではないという事実——である。たしかに（表 6a）の「全体」の列だけを見るならば、12地区すべての所得水準は非同和地区のそれ（251万円）よりも低く、総じて「同和地区は貧しい」といえる。それは間違っていない。しかし、すでに述べたように、この「全体」の列だけを見るということは各地区の内部の階層分化を無視するということである。

（表 6a）

等価世帯所得の中央値

地区ID	持ち家	公営住宅	民間借家	全体
A	334.2	132.7	197.3	181.0
B	282.2	169.1	235.1	230.6
C	282.4	168.8	241.5	229.7
D	280.0	169.5	226.0	192.8
E	280.6	169.4	220.3	246.3
F	279.8	174.8	215.9	234.1
G	281.9	180.5	209.2	241.3
H	292.1	177.7	221.8	203.0
I	285.3	156.0	194.5	187.8
J	217.9	121.9	150.2	166.6
K	283.9	148.0	245.9	183.6
L	288.1	163.0	193.7	229.7
非同和地区	285.7	164.7	219.9	251.2

（表 6b）

所得スコア

地区ID	持ち家	公営住宅	民間借家	全体
A	0.658	0.166	0.363	0.327
B	0.585	0.240	0.457	0.446
C	0.583	0.244	0.476	0.445
D	0.579	0.245	0.432	0.340
E	0.575	0.257	0.425	0.490
F	0.572	0.269	0.415	0.459
G	0.580	0.262	0.381	0.475
H	0.612	0.255	0.435	0.361
I	0.589	0.177	0.345	0.319
J	0.410	0.126	0.190	0.267
K	0.602	0.145	0.488	0.308
L	0.607	0.181	0.329	0.442
非同和地区	0.594	0.212	0.415	0.503

それに対して、集計表の「住宅の所有形態」によって識別される「三つの場所」の別に12地区の所得水準を縦にみていくと、すぐに同和地区の内部には、非同和地区の平均的な所得水準を基準としてそれよりも所得水準が高い場所——グレーで網掛けされた部分——もあれば低い場所もあるという事実をみてとることができる。たとえば同和地区内の「持ち家」という場所についていえば、A・H・Lの3地区内の「持ち家」層の所得水準は非同和地区の平均的な所得水準（285万円）よりも高い。それ以外の地区についてみた場合も、J地区の「持ち家」のきわだった所得の低さ（218万円）を別とすれば、大阪市の「持ち家」層の平均的な所得水準からそれほど大きく下回っているとはみえない。12地区内の「持ち家」という場所の階層的位置は「貧しい同和地区」というイメージからは遠い。

「公営住宅」と「民間借家」という場所についても同様である。「公営住宅」についていえば、12地区中の7地区が非同和地区の「公営住宅」の平均的な所得水準（165万円）よりも所得水準が高く、「民間借家」については6地区の所得水準が平均的なそれ（220万円）よりも高くなっている。それぞれの「住宅の所有形態」別にみれば、同和地区内のほとんどの場所は大阪市の「住宅の所有形態」別の平均的な所得水準からそれほど大きくかけ離れているわけではない。

右側の表（表6b）は、同和地区の36の場所の「所得スコア」¹⁶⁾を示したものである。このスコアはその値が0.5である場合に、大阪市の平均的な所得水準と等しいということを意味しており、その値が小さくなれば所得水準が低いことを、そしてその値が大きくなれば所得水準が高いこと

を意味している。このことを念頭においてこの表をみると36の場所のうち、その所得スコアが0.5よりも高い場所（グレーの網掛け部分）が11——それはすべて同和地区内の「持ち家」という場所である——あり、そのスコアが0.4～0.5のあいだにあるいわば Lower Middle の場所（下線が引かれている部分）が8——そのうちの7つは「民間借家」という場所である——あることがわかる。そして両者を併せたこれら19の場所は所得という面では比較的「安定」した場所であるように見える。少なくともそこを「貧しい場所」とは呼べないだろう。特に12地区内の「持ち家」という場所の平均的な所得水準は大阪市全体のそれと比べても決して低くはない。

いまかりにこれら19の場所を青木に倣って「安定層」の場所と呼ぶとすれば、たしかに同和地区には「安定層もいる」¹⁶⁾のであり、それも決して無視できないボリュームで存在しているのである。もちろん、これら36の場所の人口や世帯数はそれぞれ大きく異なっているので、同和地区の53%（19 / 36）が「安定層」であるというわけではない。集計表は省略するが、所得スコアが0.5以上の場所の人口は12947人、0.4～0.5の場所のそれが13755人であり、合計26702人が「安定層」の場所に属している。これは12地区・55町丁の集計人口54985の48.6%にあたる。たしかに、この値は非同和地区町丁における「安定層」の比率——おおよそ86%程度であると推計される——と比べるとかなり小さく、同和地区における「安定層」の薄さを示している。その意味では同和地区という場所が総体としては低所得者あるいは貧困者の場所であるという事実は否定できない。しかしそれでも、このような「安

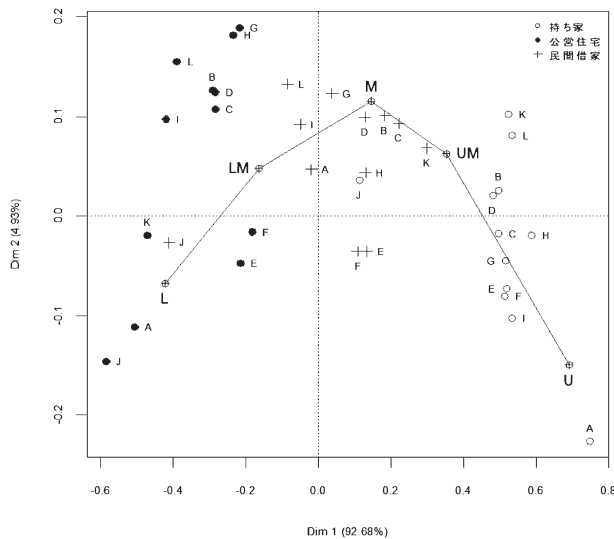
16) 青木：2013、P.61

定層」の存在を考慮することなく、同和地区という場所を一括りにして「貧しい場所」としてまとめてしまうことは誤っている。それはまさしく「被差別部落民を丸ごと貧困層と見做すステレオタイプ」¹⁷⁾である。それは同和地区内部の階層分化の現実をみていない。かつての「貧しい部落」に現在では無視できないボリュームの「安定層」がうまれているということの意味は決して小さくはない。

この集計表から私たちが読み取るべきは12地区の貧しさではなく、むしろ、それらの地区を貫いてみえてくる「持ち家」、「公営住宅」、「民間借家」という三つの場所の階層的位置の大きな差異であり格差である。この三つの場所の階層的な分化という現実、その程度に違いはあっても、12地区すべてにおいて共通している。このことは一体何を意味しているのか。次の(図3)は上記の36の場所ごとにその所得ランクを集計した36×5の大きさの集計表を対応分析によ

て分析し、その結果得られた主成分スコアを二次元座標上にプロットしたものである。

この図は一見複雑そうな図に見えるが、それが示している中身は比較的単純であり、図の読み方は先に示した(図1)(図2)の場合と同様である。図中には36の場所の階層上の位置——所得ランクに基づく階層構成によって測られた階層上の位置——がプロットされている。図中の点は「住宅の所有形態」を区別する三種類のマーカー——○が「持ち家」、●が「公営住宅」そして+が「民間借家」を意味している——と12地区を区別するA～Lのアルファベットのラベルのペアで識別されている。たとえば「●A」はその点がA地区の「公営住宅」という場所の階層的な位置であることを表している。ここでも第一主成分の寄与率は92.7%ときわめて大きいので、基本的にこの第一主成分の値——図中ではx軸の値——を読むだけで十分である。併せて所得ランクの点を示す列スコアもプロットされ



(図3)

17) 青木：2013、P.63

ており、その並び(L-LM-M-UM-U)からx軸の値が大きいほどその場所の所得ランク(階層上の位置)が高いということを意味している。

このことを念頭において(図3)を読むと、12地区内部の36の場所の階層上の位置がその「住宅の所有形態」によってほぼ完全に決定されていることがわかる。三種類のマーカーによって区別された「三つの場所」が「持ち家」(○)→「民間借家」(+)→「公営住宅」(●)の順にきれいに分離されてプロットされており——唯一の例外がJ地区であり、J地区の三つの場所はいずれも大きく左側に、すなわち低所得・低階層の方にシフトしており、このことはJ地区が総体として低所得・低階層の場所であることを示している——ここからも「住宅の所有形態」によって区別された三つの場所が同和地区の階層構造をかなり良好に表現しているということを確認することができる。

しかし私たちがここで注目しなければならないのはこのことではない。この図から読み取ることができるもうひとつの重要な事実、すなわち大阪市内の12の同和地区は、それをその階層構成という側面からみるならば、すでにその地区としての「まとまり」を失っているという事実、このことに注目しなければならない。たとえば上記の図中でA地区の内部の三つの場所を示す三つの点——A地区の「持ち家」という場所を示す「○A」と「民間借家」を示す「+ A」と「公営住宅」を示す「●A」の三つの点——の配置をみると、それらはもはやひとつの地区を構成する部分とはとうていいいえないほどに分離・分散しているということがわかる。むしろ「○A」は他の地区の「持ち家」の場所を示している「○B、○C、…」と近く、「+ A」は他の地区の「民間借家」の場所を示している「+ B、+ C、…」

と近く、そして「●A」は他の地区の「公営住宅」の場所を示している「●B、●C、…」とはるかに近いのである。もしもこれら同和地区内の36の場所をこの図に表示されている点の配置に従って分割するとしたら、その分割線は12の地区「間」ではなく、「持ち家」と「公営住宅」と「民間借家」という三つの場所の間に引かれるだろうということは明らかである。すなわち各地区の内部において階層的に分化した三つの場所を分断しているその分断線は、地理的・空間的に引かれた地区の境界線を横断して相互に接続しているのであり、そのような分断線によって総体としての同和地区が階層化された三つの場所——「公営住宅」という場所にもっともあからさまに露呈している「下層」の場所と「民間借家」「持ち家」という場所において可視化している「中下層」と「中層・上層」という場所——へと切り裂かれているのである。すなわち、この図には同和地区という「まとまり」を「下層」「中下層」「中層・上層」という三つの階層的な場所へと分断する分断線がはっきりと示されているのであり、私たちはこの分断線にこそ注目しなければならないのである。

そしてさらに重要なことは、12地区を貫いているこの三つの場所のあいだの階層的な分断線は同和地区と非同和地区の境界線を越えて同和地区の外部のそれと接続しているということである。次の(図4)は、同和地区町丁をも含めた大阪市内の全町丁——大阪市内には名前がついている町丁が1902町丁あるが、ここで集計されているのは人口が100人以上の町丁である——を「持ち家」「公営住宅」「民間借家」という三つの場所に区分することで識別される3486の場所の所得ランクを求めた集計表(3486×5)を(図3)の場合と同様に対応分析によって分析し、そ

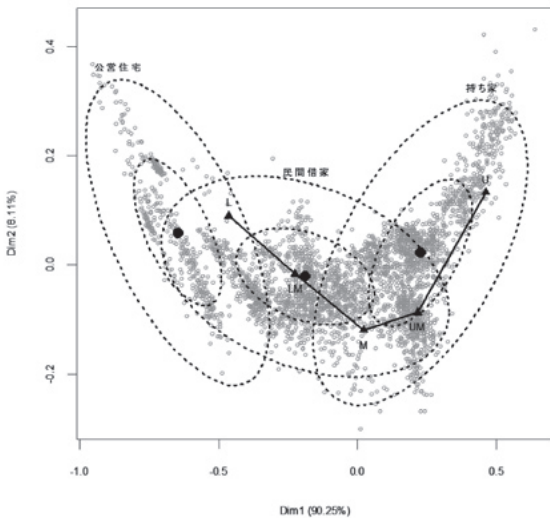
の結果得られた第一主成分と第二主成分のスコアを二次元座標上にプロットしたものである。この図では表示する点が多いので三つの場所をマーカーで区別するのではなく、それぞれの場所の主成分スコアの50%と95%の data ellipses を描くことによってその大まかな分布状況が区別されている。図の見方は(図3)の場合と同様である。

この図には大阪市全体においても「持ち家」「公営住宅」「民間借家」という三つの場所のあいだには階層的な分断線が走っているということがはっきりと示されている。とくに「持ち家」と「公営住宅」とはその階層的な位置を示すスコアの分布がほぼ完全に分離されており、「公営住宅」という場所が都市大阪の「下層」の場所であり、「持ち家」という場所がその「中層(Middle-Class)」から「上層(Upper-Class)」の場所であることを示している。そしてこの二つの場所に挟まれるようにして「民間借家」の場所が位置しており、その中心は「中下層(Lower-Middle)」であるが、その下層は「公営住宅」と、そしてその上層は「持

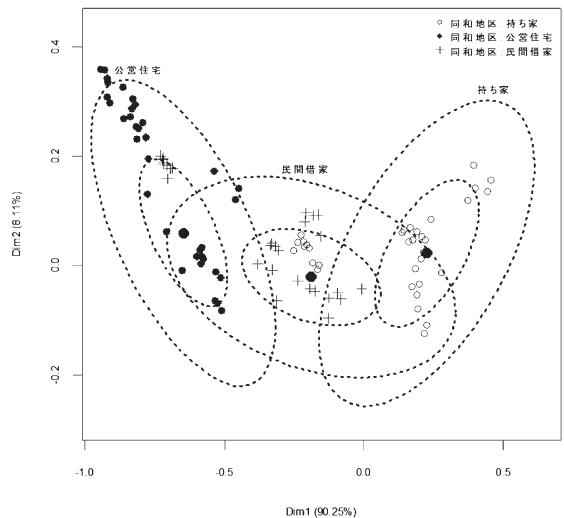
ち家」という場所と重なっており、その階層的な位置のバラつきの大きさや居住者の居住期間の相対的な長さ、さらには居住者に占める若年層と単身者の比率の高さなどを勘案するならば、「民間借家」という場所が階層的には未分化の場所あるいは人びとの階層移動における一時的な通過点としてあることを予想させる^{ix)}。

そして次の(図5)は、上記の大阪市における三つの場所の階層的な配置構造の上に、同和地区55町丁の三つの場所だけを取り出してその階層的な位置を重ね書きしたものである。この図には同和地区における三つの場所の階層的な位置が大阪市全体におけるそれと基本的には同じであることが示されている。すなわち、同和地区の「持ち家」という場所は大阪市全体の「中層・上層」の場所に埋め込まれており、「民間借家」はその「中下層」の場所に、そして「公営住宅」はその「下層」の場所に埋め込まれているのである。

この図から私たちが読み取るべきは、階層的な分断線は同和地区と非同和地区とのあいだに



(図4)



(図5)

走っているのではなく——それゆえ貧しいのは同和地区だけではなく——同和地区をも包み込んだ大阪市全体における三つの階層的な場所のあいだに走っているということである。「まとまり」として認識されるべきは同和地区と非同和地区ではなく、階層的に分離された三つの場所である。とりわけ現在の都市大阪における貧困地帯あるいは都市下層のもっとも可視的な場所でありそのコアともいえるべき「公営住宅」という場所は、同和地区／非同和地区の境界線を越えて広範囲に広がっている。同和地区における「公営住宅」を中心とする貧しい場所はむしろこうした大阪市全体に広がる都市下層の同和地区への貫入とさえみることができるといえる。同和地区における公営住宅という場所の人口は約1万6千人、同和地区「外」のそれは約20万5千人、この二つの場所はその階層的な位置において等しく、ともに大阪市における都市下層のなかに包み込まれている。同和地区の貧しさは、とりわけその「公営住宅」という場所の貧しさは、同和地区の貧しさとしてではなく、都市大阪の下層の同和地区というローカルな場所におけるその露呈あるいは可視化として把握されるべきである。

そしてあの「同和地区はなぜ貧しいのか」という問いにあえて答えるとすれば、そのひとつの答えはここにある。すなわち同和地区が貧し

いのは同和地区における三つの場所の構成が「下層」の「公営住宅」という場所へ著しく偏っているからである。次の(表7)は「同和地区町丁」「混住町丁」「隣接町丁」「その他町丁」の別にその「住宅の所有形態」別の人口(比)をみたものだが、そこにおける「公営住宅」という場所の比率の違いは歴然としている。

大阪市全体での「公営住宅」の比率が8.4%であるのに対して同和地区町丁でのそれは40.2%、混住地区町丁でのそれは22.8%と格段に大きく、逆に「中層・上層」の場所である「持ち家」という場所の比率は大阪市全体の52.7%に対して同和地区町丁、混住地区町丁のそれは22.4%、32.7%と格段に小さい。同和地区が「巨大な公営住宅集中地区」¹⁸⁾であるということは明らかであり、そしてこのことが「同和地区の貧しさ」の実質である。すなわち「同和地区の貧しさ」とは実際には「公営住宅の貧しさ」であり、同和地区が他の場所と比べて貧しくみえるのは同和地区における公営住宅の比重が他の場所におけるそれよりも格段に大きいからである。

次の(図6)は大阪市内の全町丁のうち、その内部に公営住宅が存在する402町丁について、当該町丁における公営住宅人口の比率(x軸)とその町丁の所得スコア(y軸)を二次元座標上にプロットしたものである。図中では同和地区町丁44町丁——大阪の同和地区は8行政区・55町

(表7)

	度数(人)				比率(%)			
	持ち家	公営住宅	民間借家	その他住宅	持ち家	公営住宅	民間借家	その他住宅
同和地区町丁	3830	6880	5959	450	22.4%	40.2%	34.8%	2.6%
混住地区町丁	14994	9095	14268	1454	37.7%	22.8%	35.8%	3.7%
隣接地区町丁	49638	8883	46946	3823	45.4%	8.1%	43.0%	3.5%
その他町丁	1314931	195973	784281	165372	53.4%	8.0%	31.9%	6.7%
合計	1383393	220831	851454	171099	52.7%	8.4%	32.4%	6.5%

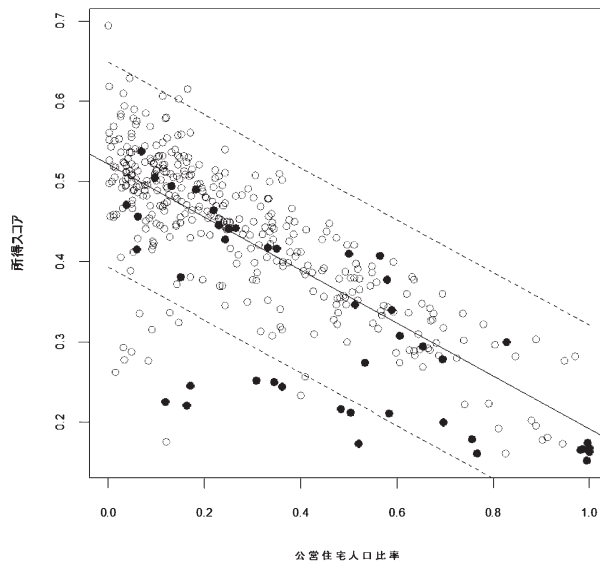
18) 奥田：2009、P.161

丁にまたがっているがそのうちの11町丁には公営住宅は存在しない——の座標点は黒丸記号(●)で強調表示されている。

この図から私たちはまず第一に公営住宅人口の比率と所得スコア(階層的な位置)とのあいだにはかなり明確な負の相関関係があるということ、すなわち公営住宅人口比率の上昇とともにその町丁の所得水準(階層的な位置)は低下しているという事実を見て取ることができる。両変数間の相関係数は-0.778、公営住宅人口比率を説明変数、所得スコアを目的変数に設定した回帰分析の結果得られる決定係数 R^2 は0.604とかなり大きい。そして次に公営住宅人口の比率が高い場所(町丁)は同和地区の外部にもあり、そうした場所の所得水準もまた低くなっているという事実も見て取ることができる。このことは公営住宅人口比率の高さとそれに規定された所得水準の低さという現実と同和地区にのみ固有の現実ではなく、もっと普遍的な都市大阪の「下層」の現実であるということの意味している。

もちろん各町丁の所得水準が公営住宅人口の比率によって一律に決定されているわけではなく、その貧しさの要因はもっと複合的であるということはいまでもない。しかしそれでも公営住宅という「下層」の場所の存在がその町丁の階層的な位置を押し下げるひとつの要因であるということは疑いない³⁾。そして「同和地区の貧しさ」という現象の背後にはその規定要因として階層的な位置を大きく異にするこの三つの場所の構成比率の違いがあるのだとしたら、とりわけ「公営住宅」という場所の比率の大きさがあるのだとしたら、それはあくまでも公営住宅という場所の貧しさであって「同和地区の貧しさ」ではない。「同和地区の貧しさ」とはいわばみせかけである。公営住宅をコアとする都市大阪の「下層」の貧しさが、同和地区におけるそのような「下層」の比率の高さによって、「同和地区の貧しさ」としてみえているだけである。

これに対してはもしかしたら同和地区が「巨大な公営住宅集中地区」であるという事実こそ



(図6)

が——すなわち同和地区が都市下層の集住地区であるという事実こそが——「同和地区の貧しさ」の現在のなかつちであり、その固有性であるといった反論も予想される。たしかに現象的にはそうである。しかし都市大阪の下層の現実の同和地区というローカルな場所における可視化を「同和地区の貧しさ」として切り離し、語ることは誤りである。そこでは(図6)でも確認した同和地区の外部にも広範に存在する「公営住宅集中地区」の貧しさが無視され、みえなくされている。大阪の都市下層という階層的な連続体あるいは「まとまり」が同和地区／非同和地区という境界線によっていわば恣意的に分断されている。都市下層という「まとまり」をこのような境界線によって分割する理論的な根拠はない。

さらにはこのこと以上に重要な歴史的な事実がある。それは同和地区における公営住宅という場所の比重の大きさは、かつての「部落の貧しさ」のなごりでもなければ、「差別」の結果でもなく、むしろ「部落の貧しさ」を解消するために「同体法体制」^{x1)} 下で国家(行政)と「運動」が手を携えて強力で進めてきた同和対策事業の結果(成果)として新たにもたらされた——それも現時点から振り返るならばおそらくは「意図せざる結果」としてもたらされた——同和地区の現実である、という事実である。「公営住宅集中地区」としての同和地区の現実は「部落差別の現実」¹⁹⁾ ではない。これについてたとえば妻木進吾は次のように述べている。

1950年代になっても引き続きみられたこ

うした実態は、劣悪な実態そのものが差別であるという論理により行政責任を追及する部落解放運動の高揚と、それを受けて本格化した同和対策事業によって完全に変貌することになった。関西の都市部の被差別部落(都市部落)、中でも大阪市内12地区は、...老朽木造住宅のクリアランス型の再開発によって、まったく異なる地域、中高層の同和向け公営住宅・改良住宅が多数を占める地域として生まれ変わるようになった...²⁰⁾ (強調点は鳥)

すなわち大阪の被差別部落は「同和対策事業によって完全に変貌」し、「まったく異なる地域、中高層の同和向け公営住宅・改良住宅が多数を占める地域として生まれ変わった」のである。それは当然にもたんに部落(同和地区)という場所の外貌を一変させただけではない。その社会構造・階層構造をも大きく変えた。一方では個人的給付をも含めたさまざまな同和対策事業がきめ細かに実施されることによって部落(同和地区)の「劣悪な生活実態」は大幅に改善されたが、しかし同時にもう一方では、「かつてはみんなが貧しかったのが、いまは、一定安定した収入がある層とやはり非常に貧しい層への分化がはっきりして」²¹⁾ きたといった現実が、すなわち階層分化の現実が、露わになってきた。同和地区の「劣悪な生活実態」が改善されていく過程は同時に同和地区がその「まとまり」を失って階層分化していく過程でもあった。これについては青木が「同和対策事業は資本主義的な競争原理に...則った事業」であったがゆえにそれ

19) 奥田：2009、P.121

20) 妻木：2012、P.492

21) 組坂・松岡・西島・谷元：2002、P.26

は「被差別部落民の階層分化を促す施策であった」²²⁾と述べているとおりである。

「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」²³⁾として建設される公営住宅は、「階級都市」における「異なる階級の人々は別の場所に住むという、一種の棲み分けの構造」²⁴⁾に則って都市の貧困地帯に配置される階級的・階層的な場所——あえていえば階級的・階層的なりザベーション——である。分散・停滞する都市の下層民²⁵⁾を寄せ集めるための装置としての公営住宅が「住宅に困窮する低額所得者」の密集居住地区であった同和地区のなかに大量に導入されたのである。そうであるとすれば、このような同和対策事業——とくにその住宅政策——がもたらした結果の意味は明白である。それは同和地区の「都市下層民の寄せ場」への変容である。かつて井上清が「根本的にちがっている」とみなした二つの下層がこれによって実質的に統合されたのである。部落民がその「出自」のゆえに「差別」されているということと、その同じ部落民が都市の下層民として「統合」されることはまったく矛盾しない。図式的に言えば、30数年間におよぶ「特措法」体制下において、かつての被差別部落は同和地区へと「生まれ変わり」、社会の構成原理においても、またその階層構造においても、完全に外部の資本主義的階級都市に接続

し、その「下層」に組み込まれたのである。

かつて同和地区と非同和地区（一般地区）のあいだに走っていた分断線あるいは境界線は、同和地区が30数年におよぶ「特措法」体制下で「豊かに」なっていく過程で徐々に薄れていき——同和地区を起点・終点とする人びとの移動の増大は、この同和地区と非同和地区を分かち境界線がもはや移動障壁としては無効化したことの明白な証である——それにとって代わるようにして、「公営住宅」「民間借家」「持ち家」という三つの階層的な場所のあいだの分断線あるいは境界線が可視化する。そしてこの同和地区を分割・分断する新たな階層的な境界線は、同和地区の外部のそれと接続し、それによって同和地区は都市大阪の階層構造に接合され埋め込まれていく、「特措法」以降の同和地区の変容を総括するとすればおそらく以上のようなものであったはずである。

そうであるとすれば、現在の同和地区の貧困はかつての「部落の貧困」の延長線上にその「残された課題」としてあるのではないということでは明白である。それは「特措法」体制下で新たにづくりだされた同和地区における階層分化の必然的・不可避的な結果であり、それゆえかつての「部落の貧困」とは根本的に断絶しているのである。そして現在の同和地区の現実を正しく認識するためには、少なくとも、この断絶の事実を踏まえることが必要である。

22) 青木：2013、P.69

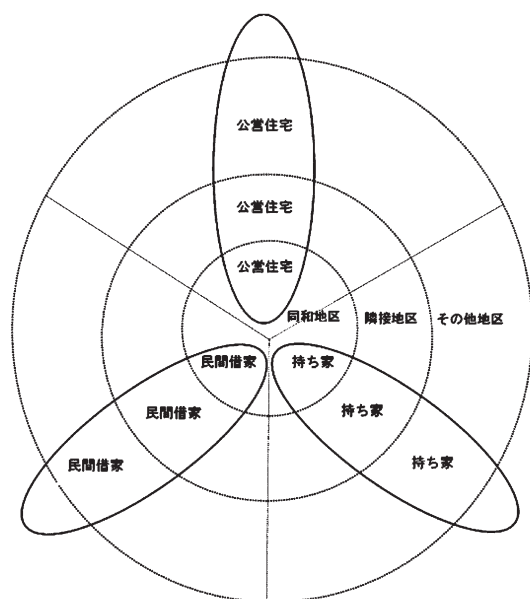
23) 公営住宅法第一章第一条

24) 橋本：2011、P.69

25) 都市下層民のもうひとつの存在形態である「流動する」下層民の場所はおそらく狭小・劣悪・低家賃の「民間借家」である。もちろん「流動する」都市下層のために特別に用意された「寄せ場」——たとえば大阪の釜ヶ崎、東京の山谷、横浜の寿町など——も存在する（存在した）が、それは「フォーティズム体制」という資本蓄積体制におけるいわば「例外的な」場所であり、「ポスト・フォーティズム体制」の現在ですべてにその役割りは基本的に終了している。

5. 「階級地図」のなかの同和地区

私たちは同和地区という場所の見方を根本的に変える必要がある。もはや都市大阪の階層構造に完全に統合されている同和地区を、同和地区として——自己完結的な「まとまり」として——それだけを切り離して取り出すことはできない。私たちが目を向けなければならない最初の分断線は同和地区と非同和地区（一般地区）とのあいだに走っているのではなく、階級都市大阪の階級的・階層的に「棲み分けされた」場所のあいだに走っているのである。同和地区内部の階層的に分化した三つの場所——「持ち家」「公営住宅」「民間借家」という三つの場所——は、そのそれぞれがまずは都市大阪の階層分化した三つの場所のなかに組み込まれた場所として、そのローカルな一部分としてとらえられなければならない。これを模式図で示すとすれば次のような図になるのだろうか（図7）。バームクーヘンを三つに切り分けるようにまずは都市大阪をその階層的な分断線に沿って切り分けなければならない。そしてそれは「同和地



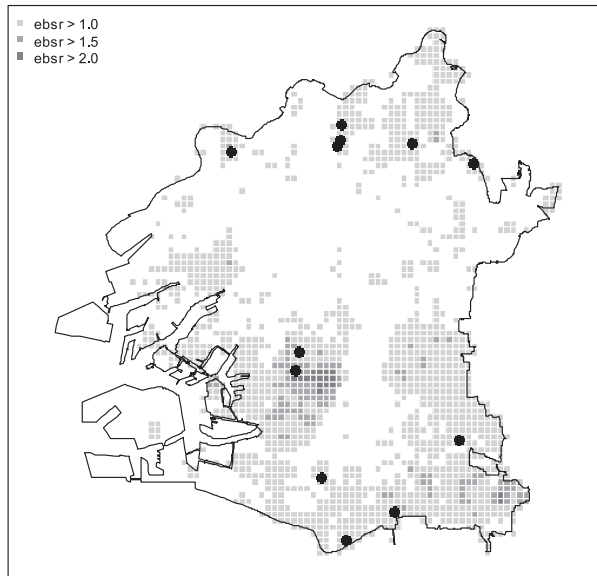
(図7)

区の貧しさ」をより普遍的な都市大阪の「下層」の現実として、その同和地区というローカルな場所における露呈として把握するということでもある。

同和地区／非同和地区（一般地区）の境界を横断して公営住宅という場所を中核として広がる大阪の貧困地帯あるいは都市下層をみること、これが出発点でなければならない。民間借家が広がる中下層の場所や持ち家が広がる中・上層の場所についても同様である。次の（図8）は、貧困率をベースとした大阪市の貧困地帯を示した地図の上に、12同和地区の中心点（●で表示）を重ねてプロットしたものである。グレイが濃くなるほどその場所の貧困率が高いということを表している。貧困地図という「階級地図」をベース・マップとして、同和地区という場所の空間的な位置をこの階級地図の上で示したものである。

グレイの高貧困率の場所の偏りは明瞭である。MoranのI統計量の0.780という高い値からもそれはわかる。大阪はその総体が貧しい都市である^{xii)}。その貧しい都市大阪にあっても、その内部には歴然と貧富の差があり^{xiii)}、しかも貧と富の両者は空間的に分離されている。大阪もまた階級的あるいは階層的に棲み分けされた「階級都市」なのである。そしてこのような階級都市大阪のどこに同和地区が位置しているのかということを示しているのがこの地図である。

この地図には同和地区が大阪の貧困地帯のなかに、そこに包みこまれるようにして、存在しているということがはっきりと示されている。同和地区の周辺には大阪の貧困地帯が広がっている。大阪の同和地区は大阪の貧困地帯の一部なのである。ここでは貧困地図の上で同和地区の場所を確認しているのだが、もちろん、その



(図 8)

他の階級地図——たとえば失業地図、非正規労働者の地図、高齢単身者の地図、母子世帯の地図、等々——の上に同和地区の位置を重ねた場合でもほとんど同じような布置連関が見えてくる。現在の同和地区の貧しさは、「階級都市」大阪の下層の貧しさと地続きなのである。そしてまさにそうであるがゆえに同和地区は貧しいのである。「同和地区はなぜ貧しいのか」という問いに対するもうひとつの答えがここにある。現在の同和地区が同和地区／非同和地区（一般地区）の境界を跨いで広範に広がる都市下層の領域に接合され、貧しい人びとの「交通空間」のなかのひとつの結節点としてそこに埋め込まれているがゆえに、同和地区は必然的に貧しいのである。

現在の同和地区はかつての被差別部落のようにその孤立性・閉鎖性のゆえに貧しい場所として停滞しているのではない。そうではなく同和地区を起点・終点とする人びとの移動の結果と

して、現在の同和地区の貧しさはある。たとえば奥田均は「まさに部落は、厳しい生活実態の市民を吸収し、安定層を排出するという『巨大なポンプの役割』を果たしています。そしてそのモーターとして機能しているのが公営住宅なのです」²⁶⁾と述べている。すなわち奥田は現在の同和地区の貧しさが貧困層の「吸収」と「安定層」の「排出」という同和地区における人びとの移動によってもたらされ、そして維持・再生産されていると述べているのである。このような奥田の指摘がすべて事実として正しいのかという点については——特に「安定層」の「排出」という点に関しては——幾分か疑問の余地もあり、さらなる検証が必要であるが、しかし少なくとも同和地区への貧困層のコンスタントな流入という点についてはデータによる裏づけもある程度は可能であり、そうであるとすればやはり現在の同和地区の貧しさは人びとの移動によって

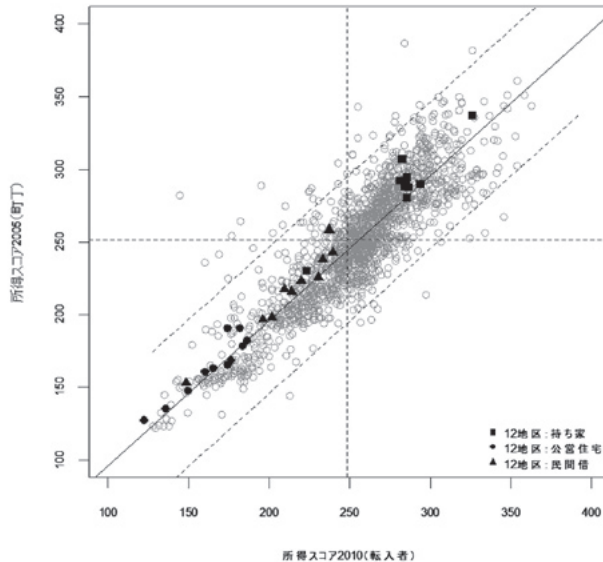
26) 奥田：2009、P.163

支えられているのである。

次の(図9)は大阪市内の全町丁について、各町丁の2005年の所得水準(等価所得の中央値)と当該町丁への「転入者」の所得水準を推計・算出して二次元座標上にプロットしたものである。この図には大阪の同和地区内部の36の場所——12地区の三つの場所——の2005年の所得水準とそこへの転入者の所得水準も三種類のマーカー(■▲●)で区別・強調されてプロットされている。

この図の全体の点の分布を見れば明らかなように、転入者の所得水準(階層的位置)と彼ら／彼女らが転入する場所の所得水準(階層的位置)のあいだにはかなりはっきりとした正の相関関係がある²⁷⁾。このことは所得水準が高い人びとは所得水準が高い場所へ、逆に所得水準が低い人びとは所得水準が低い場所へと移動する傾向があるということを示唆している。すなわち貧乏人は貧乏人が多く住む場所へ、そして金持ちは金持ちが多く住

む場所へと移動しているということである。同和地区(12地区)への転入者の場合も例外ではない。同和地区への転入者たちもまた、多少のブレを伴いつつも^{xiv)}、それぞれの所得水準(階層的な位置)に応じて、各自に相応しい場所へと転入しているという事実が示されている。すなわち同和地区の貧しい場所である公営住宅には、その場所の貧しさに対応した貧しい人びとが転入してきているという事実が示されている。場所の階層的な位置あるいはその階層構成と転入者のそれがいわば相似形的に釣り合っているならば、その場所の階層的な位置は変化しない。貧しい場所は貧しいままに、豊かな場所は豊かなままに再生産される。場所の階層的な位置と転入者のそれが相関しているということは人びとの移動によって——あるいは人びとの移動にも関わらず——同和地区の貧しい場所が貧しい場所のままであり続けているということの意味している。



(図9)

27) 両者の相関係数は0.881、その95%信頼区間は0.869～0.892である

もちろん転出入する人びとと彼ら／彼女らが向かう先の場所（転出入先）との結びつきは完全に決定されたものではない。そこにはズレもある。図に示されているように、転入先の所得水準に比して転入者のそれが大きい場所もあれば逆に小さい場所もある。ズレの大きさも様々である。転入先の2005年時点での所得水準——ここではこれが移動者が向かう先の「場所の階層的位置」を代理的に表示しているとみなしている——を説明変数、転入してくる移動者の所得水準（等価所得の中央値）を目的変数とした回帰分析での決定係数 R^2 は0.776、そして図中にはこの回帰モデルでのconfidence levelを0.95に設定した場合の予測区間を示す二本の破線も表示されているが、その幅はかなり広がっている。たとえば、その所得水準が250万円程度の場所へ転入してくる（であろう）人びとの所得水準をこの回帰モデルで「予測」しようとするれば、その予測の幅は212万円から283万円ほどとなり、はたしてこれが実用的な予測モデルとして使えるのかどうか、不動産業者にでも聞いてみなければわからないが、もちろんここでの目的は予測にあるのではない。

そうではなく、ここで確認しておくべきことは、人びとによる住む場所の選択は決して全面的に自由なものではありえないということ、そこには人びとの「自由な」選択のその選択の幅をあらかじめ制限する機制が働いているということ、このことである。単純化していえば、ある場所の平均的な所得水準が500万円を越える様な場所——三人世帯の世帯所得に換算すれば866万円程度の場所——へ年収200万円の非正規労働者が転入することは通常はありえないだろう、

ということなのである。すなわち「階級都市」においては、人びとの移動もまたあらかじめ階級的・階層的に「決定」されているのである。「階級都市」における「棲み分けの構造」は人びとの移動ありかたをも規定している。人びとと場所とのあいだには、両者を結びつける——あるいは逆に分離・切断する——階層的な「棲み分け」の機制が作用している。そして、これが人びとの「自由な」移動の実際でもある。これをいま「移動の階層性」と呼ぶとすれば、上記の図はこのような都市における人びとの移動の階層性を表現しているものとして読まれるべきである。

そして同和地区（12地区）もまたこうした階層化された移動の経路のなかにはしっかりと組み込まれている。（図6）に示されているような大阪の都市下層を構成する無数の貧しい場所——そのコアとして公営住宅がありそこには22万人の貧困者・低所得者が存在する——を連結する貧しい人びとの移動の経路のなかのひとつの結節点として、同和地区の貧しい場所はある。青木は「...安定層のどの部分が、外部のどこへ転出したのか。どの部分が、なぜ被差別部落に留まったのか。外部の貧しい人のどんな人が、どこから被差別部落のどこへ、どのように転入したのか。それらの移動は、公営住宅でどのようにあったのか。...」これらの分析が「まったく不十分である」²⁸⁾という。もちろん青木のこのような重要な疑問に答える準備はいまはまったくない。しかしそれでも「どこへ」「どこから」という点に関していえば、人びとは各自の階層的な位置に応じて、階層化された移動の経路を辿って、各自に相応しい場所へと転出し、あるいは各自に相応しい場所から、同和地区内の相応しい場所

28) 青木：2013、P.74

へと転入しているはずだ、と答えることはできる。同和地区内の公営住宅から都心の「高級な」タワー・マンションへと転出する人はおそらくいないし、地区外の公営住宅から地区内の一戸建て持ち家へと転入してくる人も稀であるはずだ。人びとの通常の移動においては、人びとが選ぶことのできる場所の選択肢はそれほど多くはない。同和地区内の公営住宅という場所についていえば、それはたとえば同和地区外の公営住宅や老朽化した文化住宅、木造アパート、狭小なワンルーム・マンション、さらには間借りの部屋や派遣会社の寮、等々の貧しい場所と繋がっているはずであり、そのような都市大阪の下層の生活空間のネットワークのなかで貧しい人びとは移動しているのに違いないのである。

それはかつての都市の「寄せ場」が移動する下層労働者の一時的な停泊地として、あるいは「終の棲家」として、不断に下層労働者を受け入れそして送り出しながら「下層労働者のための場所」として安定して維持され再生産されていたのとどこか似ている。かつての寄せ場がそのような「下層労働者のための場所」でありえたのは、そこが全国に広がる大小無数の寄せ場やミニ寄せ場さらには飯場、派遣労働者の宿舎、ネットカフェ等々の一時的な停泊地と、そしてさらには路上のダンボールハウスや公園・河川敷のテント小屋とさえ連結し、そのような広範囲に広がる下層労働者の生活・労働の場と移動の回路のなかのひとつの結節点として、そこに組み込まれていたからである。「寄せ場」は決して孤立した閉鎖空間ではなかった。無限に広がる下層労働者の「給源」を背景として、そこと繋がることによって寄せ場は下層労働者の生活空間でありえた——あるいはそうであらざるをえなかった——のである。

「同対法体制」下で外部へと開かれた現在の同和地区——その結果として都市大阪の無数の貧しい場所と接続した現在の同和地区——もまたそうである。同和地区がその外部に広範に広がる都市の貧困地帯あるいは「都市下層」社会と繋がり、さらにはそこにしっかりと組み込まれているがゆえに——あるいは組み込まれつつあるがゆえに——同和地区は貧しいのである。都市大阪には「貧しい人びとのための場所」を必要とする貧しい人びとが膨大に存在するがゆえに、そしてそうした人びとにとって現在の同和地区は——とりわけその公営住宅と「貧しい」民営借家は——彼ら／彼女らが転入することができる場所としてあるがゆえに、そして事実そのような貧しい人びとが不断に転入しているがゆえに、同和地区という場所もまた貧しいのである。大阪の同和地区は、「同対法体制」下で内部の階層分化を進行させつつ最終的に都市大阪の階層構造に接合された。そして同和地区の貧しさも都市大阪の下層の貧困と接合された。同和地区は部落民の場所からより普遍的で広範な都市大阪の貧困層の場所に変容した。現在の同和地区の貧しさはこの変容の当然の結果であり、その表現であるにすぎない。この事実を踏まえて同和地区という場所とその貧しさは把握されなければならない。

6. 「同和」問題から「都市下層」問題へ

現在の同和地区は都市の貧しい人びとのための場所である。これは否定しがたい事実である。そして「貧しい人びとのための場所」としての同和地区に貧しい人びとがやってくる、これもまたきわめてあたりまえの事態である。しかし「同和地区はなぜ貧しいのか」といった問いの文

脈では、同和地区へのこのような貧しい人びとの転入がしばしば「問題」としてあるいは否定的な現実として語られる。「同和地区の貧しさ」が強調される一方で、しかし同和地区が外部からの貧しい人びとの転入によって貧しい場所になるのは不当であるかのように語られる。もちろんこのことがあからさまに語られることは少ない。しかしそこにはつねに否定のニュアンスが付きまとっている。

...私たちは、部落をしんどい層だけが集まる地区にしようとは思っていません。いろんな階層の人たち、いろんな世代の人たちが一緒に住めるようなまちにしていきたいのです...²⁹⁾

...とりわけ住宅問題の解決を同和向け公営住宅に頼ってきた多くの同和地区にあっては、その現状と規模において、容易ならざる事態に陥り始めているといっても過言ではありません。差別の実態の上に、さらにその町の厳しい生活実態に置かれた市民が吸い寄せられてきているのです。放置すれば、かつての厳しい生活実態が再来する危険性は否定できません。...³⁰⁾

問題のこのような捉え方、語り方は「貧しい人びとのための場所に貧しい人びとがやってくる」というあたりまえの事実が意味するところを見逃している。それはおそらく現在の同和地区が——とりわけその公営住宅という同和地区の中心的な場所が——普通の貧しい人びとのた

めの普通の貧しい場所になったという事実を受け入れられないのである。それは同和地区と同和地区の外部を、とりわけ同和地区の貧しい人びとと同和地区の外部の貧しい人びととを「階級的・階層的なまとまり」として等しくみることへの抵抗である。同和地区と同和地区の外部は「根本的にちがっている」とする、あの三位一体的な見方は、そのかたちをかえ、よりソフトな語り口になって、それでも執拗に私たちの視線を拘束している。野口道彦は「従来の三位一体的認識の枠組みを取り払って見たとき、どのような風景が現れてくるのだろうか」³¹⁾と書いたが、普通の貧しい人びとの場所としての同和地区に普通の貧しい人びとがやってくるという現実もまたこの「風景」のひとつであるに違いない。しかし、「三位一体的認識の枠組みを取り払って見たとき」に現れてくるこのような「風景」を受け入れることへの抵抗はいまなお根強く残っている。

かつての三位一体論は同和地区の内と外を貫通する階級的・階層的な連続性を一貫して無視してきた。無視しただけではなく、その連続性を自覚的に切断しようとした気配さえうかがえる。そこでは、たしかに同和地区は貧しいけれども、しかし貧しいのは同和地区だけではないという、きわめてあたりまえの事実が無視されてきた。そしてこのことが、「部落の貧しさ」の認識と、その認識に基づいた同和行政——とそれを要求し実施することを強力で推し進めた「解放」運動——に大きな「歪み」をもたらしたことは否定できない。この点について、たとえば前川修は次のような重要な指摘をおこなって

29) 組坂・松岡・西島・谷元：2002、P.29

30) 奥田：2011、P.13

31) 野口：1997、P.38

る。

...京都市内の低位性を調査した結果、問題になるのは部落だけではなかったわけです。「地図を広げた交渉」がおこなわれたのであれば、京都市内の各地に丸が付けられたはずです。それが実態だったと思います。ところが、「オール・ロマンス行政闘争」によって、低位性にあるのは部落だけだと思わされてきました。...「オール・ロマンス行政闘争」によって、解決しなければならない問題を部落だけに集中し、部落以外の地域の問題を京都市行政は見ようとしなくなってしまう。「部落の貧乏」は差別の結果だが、「他の貧乏」はそうではないといわれてきたのですが、果たしてそうでしょうか。...自己努力では解決できない様々な問題があるのに、同和対策優先で他の問題を見ようとしてこなかったという現状があると思います。...³²⁾

これは本格的な同和行政が始まる以前の1951年の京都市の行政についての言及なのだが、そしてこの事件をきっかけにして始まった行政闘争（「オール・ロマンス闘争」）がその後の国策としての同和対策事業を引き出し、それ以後の三十年以上におよぶ「同対法体制」が確立される大きな契機になったのだが、そのような同和行政のいわば初発の時点においてすでに「貧しいのは同和地区だけではないという」というあたりまえの事実をみないという歪みがあったということ、前川は指摘しているのである。そしておそらくこの歪みはいまなお完全には払拭

されていない。

都市（大阪）には、同和地区（被差別部落）以外の場所にも、たとえば在日朝鮮人、沖縄出身者、日雇い労働者などの密集居住地区や「部落外の」公営住宅地区などにも、「貧困の実態」は広範に存在していた——今もなお存在している——にもかかわらず、そしてそれらの場所もまた多かれ少なかれ同和地区と同様に忌避され、恐怖され、そして差別されている場所であったにもかかわらず、「部落の貧困」（だけ）が「差別の結果」であるとして、いわば特権的に行政施策の対象となり、そこに膨大な資源が注ぎ込まれていった。その意味で国家と「運動」が手を携えて進めてきた同和対策事業は、部落の「劣悪な実態」「貧困の実態」（だけ）に基づいてなされたのではない。そこには、たとえば、戦前の水平社運動以来の「解放運動」が「階級闘争」として展開されることをあらかじめ予防するための「融和」政策という側面がなかったか、改めて検討される必要がある。

しかしもちろん、このことをもって「対行政闘争」によって勝ち取られた同和対策事業の「成果」が否定されるべきものではないというのは当然である。これによって同和地区内の人びとに階層的上昇の機会が開かれ、その結果として同和地区内に一定の「安定」層が蓄積されたのはまぎれもない事実である。さらにはこれによって同和地区からの「転出」を果たした人びとも少なくはなかったはずである。このような「成果」の認識を踏まえた上で、しかしそれでも「特措法」体制下における同和対策事業とそれを強力に推進した「運動」をどのようなものとして認識し、評価すべきなのか、私にはまだ判断が

32) 前川：2009、P.119

つかないでいる。少なくとも「実態的差別への取り組みの前進は、部落解放の実現へとつながる大きな一歩」³³⁾であったといった公式的な総括によっては尽くされえない大きな問題を抱え込んでいたことは確かである。そしてこの問題はおそらくいまでも完全には解消されてはいない。それはたとえば、同和地区の貧しさを「差別がもたらした貧困」といったふうに「説明」あるいは「正当化」することなく、普通の人びとの普通の貧しさとして——あるいは資本主義都市・階級都市においては避けることのできないあたりまえの貧しさとして——受け入れることを躊躇させるような感覚や無意識の認識枠組みとして、私たちの同和地区をみる視線を拘束している。私たちは無意識・無自覚に同和地区（被差別部落）を特別な場所としてみてしまう。

もちろんこうした「三位一体的認識の枠組み」への反省がまったくないというわけではない。たとえば奥田均は次のように述べている。

...部落差別の現実として示してきたそれぞれの課題は、何も、部落や部落出身者だけが抱えている特別な課題ではなく、市民の中にも同じ課題を抱えている人がいるのです。同じ問題が、部落の内外に存在しているのです。...どれもこれも部落だけにしか発生しない特有の課題ではありません。劣悪な住環境問題や福祉や健康の課題もすべて同じです...³⁴⁾

ここには「部落差別の現実」を「部落だけにしか発生しない特有の課題」としてではなく、

それをより普遍的な文脈において捉えなおそうとする志向性が示されている。しかしこのような志向はすぐに次のようなロジックによって否定され、特別な場所としての部落（同和地区）が再度、再々度、執拗に回帰してくる。なぜなのだろうか。

...こうした社会全体を覆っている失業という人権の課題が、部落にはいっそう厳しく、いっそう深刻に生じているのです。部落差別の現実、こうした社会矛盾や人権の課題の「集中」の中に見ることができません。...³⁵⁾

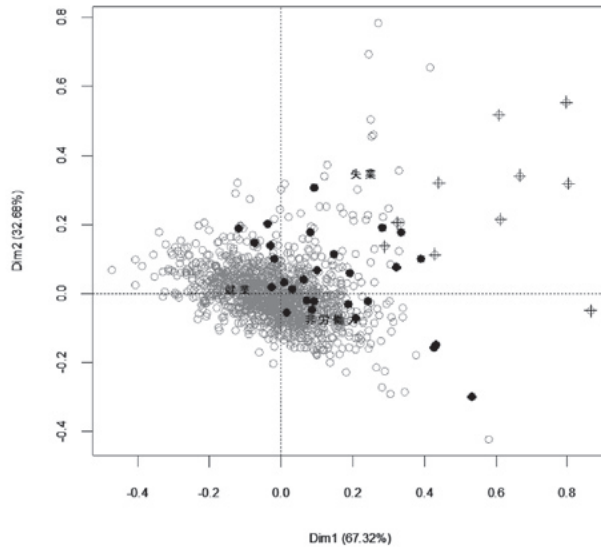
不毛な「社会矛盾」の大きさ比べをするつもりは毛頭ないが、事実の問題として指摘しておくならば、同和地区55町丁よりも失業率が高い町丁は他にもたくさんある。たとえば次の（図10）は2010年の国勢調査の町丁別集計データに基づいて、町丁別に——ただしここでは15歳以上人口が500人以上の1394町丁だけを取り出している——その労働力状態（「就業」「失業」「非労働力」の3カテゴリ）別人口を集計したクロス集計表を対応分析によって分析した結果を図示したものである。同和地区町丁を示す点はこの図でも黒丸（●）で強調表示されている。

たしかに同和地区町丁を示す点は明らかに「失業」（と「非労働力」）の方向に偏っており、そこが総じて高失業率の場所であることがこの図には示されている。それゆえ、「失業という人権の課題が、部落にはいっそう厳しく、いっそう深刻に生じている」という記述は間違いではな

33) 部落解放同盟大阪府連合会：2013、P.321

34) 奥田：2009、P.118～120

35) 奥田：2009、P.121



(図 10)

い。しかし間違いではないが正確でもない。なぜなら、この図には同和地区町丁と同様に——あるいはそれ以上に——「失業」と「非労働力」の方に偏っている町丁が他にもたくさんあるという事実がはっきりと示されているにもかかわらず、それらについて奥田はまったく言及していないからである。この同和地区以外の場所の現実がみえていない——あるいはみえていても無視している——という点においてだけでも、上記の記述は正しくない。

失業率が高いのは同和地区町丁だけではない、これは考えてみればごくあたりまえのことである。人びとに失業を強いる原因は「差別」だけにあるのではなく、資本主義社会における「資本の都合」にあるのだから、失業という「社会矛盾」が部落（同和地区）だけに「集中」して出現するわけではないということは自明である。貧困率、非正規労働者の比率、母子世帯の比率、高齢単身者の比率、等々の「社会矛盾や人権の課題」についても同様である。それらは同和地区だけに「集中」して「反映」しているわけではないし、

それゆえそれらの現実の中に「部落差別の現実」（だけ）が見えるわけでもない。そこに見えているのはもっと別の普遍的な問題、すなわち資本主義都市・階級都市における「下層」の現実である。同和地区において失業率が高いのはそこが被差別の同和地区であるから（だけ）ではなく、そこが「都市下層」の場所であるからである。しかし、同和地区が明示的にあるいは暗黙のうちに特別な場所として捉えられ、語られるときには、この都市下層としての同和地区という場所は見えなくなってしまう。

そして問題はこれだけではない。図中で (+) の記号でマークされている場所（町丁）の失業率の異様なほどの高さをまったくみていないということが、さらに問題なのである。そこでマークされている場所は日本で最大の寄せ場である（あった）釜ヶ崎（いわゆる「あいりん」地区）とその周辺町丁である。日本でも有数の高失業率地帯である釜ヶ崎とその周辺町丁の失業率は同和地区町丁のそれよりもはるかに高い³⁶⁾。しかしいまや日雇い労働力の労働市場としてはほ

とんどスクラップ化されつつある釜ヶ崎が高失業率であるのは当然でもあり、それゆえその失業の現実が無視されていること（だけ）が問題なのではない。そうではなく、そのこと以上に、この釜ヶ崎が大阪で最大規模の同和地区のすぐそばに、そことほとんど隣り合わせに存在しているにもかかわらず、そこにおける「社会矛盾や人権の課題の『集中』」が無視されているということ、もっといえば、過去一貫して無視されてきたということ、このことがもっと大きな問題なのである。なぜ同和地区の高失業率の現実と隣接する釜ヶ崎のそれが一緒に語られ問題とされることがない（なかった）のか、なぜ釜ヶ崎は「部落問題」「同和問題」を捉える視線からつねに外れてしまうのか、おそらくここにこそ「同和地区はなぜ貧しいのか」と問う「問いの構造」の歪みをもっともあからさまに露呈しているはずである。

「部落差別の現実」や同和地区における「貧困の実態」が語られるとき、そこではつねに同和地区と非同和地区（一般地区）のあいだの「格差」だけが注目されて、そこから同和地区の問題や課題が語られてきた。「部落は、部落外に比べて…」といったふうに比較の対象はつねに非同和地区（一般地区）であった。たとえば奥田は「義務教育すら修了していない『不就学』の人が大阪や全国には0.2%の割合で存在しています。…部落の場合には、それが4.8%と24倍も激しく、『集中的に発生しているのです』³⁷⁾」といった例を挙げながら部落（同和地区）における「矛盾や人権侵害の『集中』」を「証明」する。しかし、なぜ比較の対象が「大阪」であり「全国」であって、

釜ヶ崎や在日朝鮮人の集住地区ではないのか。この論法でいけば部落（同和地区）が「平均以上」になるまで「部落差別の現実」は続くことになる。不就学率が高い場所は他にもたくさん存在する。それは都市下層におけるごく普通の現実でさえある。それなのに、そのような場所に目が向くことなく、ひたすら「一般地区」という「平均の場所」が比較の対象となっている。そこには意識的・無意識的な「ミドル・クラス」化への願望が潜んではいなかったか。視線はつねに自分たちよりも「上に位置している」平均の場所に向けられてきたのではないか。目指すべき場所はつねに「上に」あったのではないか。もしそうであるとすれば、そのような視線がすぐそばにある下層の場所（釜ヶ崎）の現実をみなかった——見えなかった——ということも納得される。

さらに奥田は「市民の中にも同じ課題を抱えている人がいるのです」とも述べているが、もしかしたらそもそもからこの「市民」のなかには寄せ場の日雇い労働者や失業日雇い労働者——に代表される都市の下層貧民——は入っていない（いなかった）のではないかと疑われる。1998年に部落解放同盟大阪府連合会が発表した「部落解放運動には夢がある～第三期部落解放運動論の提案～」のなかでは「『部落問題の解決』をさらに深く『国民的（市民的）』課題へ³⁸⁾」と提案されているのだが、この「国民」「市民」とは具体的には誰のことなのか。「…人権確立社会の建設とは、社会すべての構成員が自らのこととして関わる共同事業」であるとも書かれているが、「社会すべての構成員」が共有・共

36) 2010年国勢調査の町丁目集計に基づいて計算するならば、釜ヶ崎およびその周辺町丁の失業率は42%から53%におよぶ。それに対して、同和地区町丁のなかでもっとも失業率が高い町丁のそれは23%である。

37) 奥田：2009、P.121

同できる課題や問題は一体どこにあるのか。

ここでスッポリと抜け落ちてしまっているのは階級・階層の視点であり、私たちの社会に厳然としてある階級的・階層的な対立と分裂の現実への視線である。そして本来であればその問題の現実と利害を共有できるはずの都市下層へのまなざしである。現実の同和地区は——とりわけその公営住宅という場所は——すでに都市大阪の下層と密接に繋がりと、階層化された移動の経路を通じて、無数の貧しい人びとが二つの場所のあいだを移動している。そうであるとすれば、私たちはそのような現実に応じたまなざしによって同和地区の現実をとらえ直す必要がある。そのための第一歩が、同和地区を都市の「階級地図」の中に正しく位置づけて、そこにおける自らの位置を確認し、そこから「都市下層の連帯」の見取り図を描くことではないのだろうか。

*大阪市立大学人権問題研究センター特任研究員

【注】

- i) 本稿は、科研費による研究助成によっておこなわれた研究である。研究課題名は「『新たな社会問題』空間としての被差別部落と都市下層の再編過程の研究」(研究代表者 野口道彦、課題番号:15H03410 基盤研究(B) 2015年度~2017年度)である。
- ii) 「同和地区町丁」「混住地区町丁」「隣接町丁」「その他町丁」の区分は以下のような基準でなされている。①同和地区町丁:当該町丁の「ほぼ」全域が「同和地区」である町丁②混住地区町丁:当該町丁の「一部」が同和地区である町丁③隣接町丁:当該町丁が上記の「同和地区町丁」あるいは「混住地区町丁」と接している町丁④その他町丁:大阪市内に存在する上記町丁以外の町丁。また本稿では上記の「同和地区町丁」と「混住地区町丁」を併せた町

丁を「同和地区」および「同和地区55町丁」としている。すなわち、本稿では「同和地区」は町丁レベルで定義されており、それゆえ「混住地区町丁」の場合にはその中に「非同和地区」住民が含まれている。このことが分析にどのようなバイアスをもたらしているのか、現段階でそれを見積もる手段はない。しかし、「同和地区」「同和地区住民」「部落民」といった概念やその「範囲」は本来的に可変的で曖昧なものである。その「正確な」メンバーシップや範囲を確定することは原理的に不可能なのであり、この点に拘泥することは生産的ではないだろう。

- iii) 国勢調査の小地域集計データから小地域(町丁)レベルにおける転出率と転入率を推計する方法については(島:2014)を参照。なお、この推計作業においてもっとも大きな問題となるのは「不詳」比率の高さである。この「不詳」を何らかの方法によって推計もしくは補完しなければとくに「転出率」の推計は不可能なのだが、しかしこの「不詳」データの推計・補完はかなり困難である。これはいわゆる"Data Augmentation"問題あるいは"Imputation of Missing Data"問題としてデータ分析の領域では近年盛んに研究され、いろいろな方法が提案されてもいるが、いずれの方法もかなり煩雑でいまだ「実用的」とはいえない。本稿ではもっとも単純でかつ「古典的な」方法である比例按分法によって不詳データを「在住者」と「転入者」に割り振り、これに基づいて転入率と転出率を推計している。それもあって、この推計値は必ずしも正確であるとはいえない。今後さらにその精度を高める工夫が必要である。なお、国勢調査における「不詳データ」については(小池・山内:2014)を参照。
- iv) この町丁別の「階層構成」およびそのベースとなった町丁別の「等価所得」の推計の詳細については(島:2015)を参照。その基本的な方法は2008年の「住宅・土地統計調査」の集計結果に基づいて、大阪市24区の「所得モデル」を構築し、このモデルに基づいて、2010年および2005年の国勢調査の小地域集計データから町丁別の所得分布を推計するという方法をとっている。なお、推計のベースとなる「所得モデル」については複数のモデルが考えられるが、本稿では「区」「住宅の所有形態」「家族形態」「世帯規模」を所得分布の規定要因と仮定したもっとも単純なモデルに基づく推計値を用いている。それゆえ、「所得モデル」を変更すればその推計値も変化するのだが、これについては複数のモデルの下での推計値を比

38) 部落解放同盟大阪府連合会:2013、P.336

較検討した結果、その推計値の変動はさほど大きいものではないことを確認している。そして、このようにした推計された所得分布から各町丁やその他の属性グループごとの階層構成（表）が算出されている。

- v) この「身分と地域のすり替え」について野口は次のように述べている。

...いつれにせよ「部落」という呼称自体、「地域」の問題として対象を把握する。本来身分差別であるにもかかわらず、「部落差別」という表現は、身分問題を地域にすり替えたものである。これは分析者の問題というよりは、差別の実態の反映であり、三位一体的差別の時とは違和感がなかった。「部落」に居住することによって差別を受けたから、この表現には不自然さはなかった。しかし、三位一体的差別が分解しつつある今日、対象をどのようにとらえればよいのだろうか。分析者側は、身分と地域のすり替に自覚的であるべきだ。「部落」からの転出者、その2世や3世が受ける差別を、「部落差別」というのは不自然である。地域的概念をはずしてとらえらるゝとしたら、どのように表現したらよいのだろうか。これは問題の把握のしかたそのものにかかわる問題である。どの要素をとりだすのかによって、また別の「社会問題」の提示がされるかもしれない。しかし、それはまだ顕在化していない。

少しわかりにくい文章なのだが、ここで野口が指摘しているのは、おそらく、「地域」あるいは「空間」概念としての同和地区（部落）と差別の対象としての「部落（民）」は、その存立の位相を原理的に異にしているということであり、もしも両者が一致している（ように見える）とすれば、そこでは問題の認識者による「身分と地域のすり替（え）」が行われているからだ、ということである。たしかに、部落（民）差別（の核）が「身分差別」であるのだとすれば、それは同和地区あるいは部落という場所の問題とは原理的に無関係であるはずだ。もしも「かつて」両者が重なり合って、あたかも一致しているかのように見えた時期（野口のいう「三位一体的差別の時」）があったとしても、その一致は決して本質的なものではなく、いわば状況的にもたらされた、身分と場所の意識的・無意識的な混同、あるいは換喩的な置き換えがあったからである。人びとの場所の移動が厳しく制限されている場合には、たしかに人びとが生活する場所はそこに生きる人びとの「身分」あるいは「出自」とおおむね重なり、そのことによってそうした置き換えが生じる可能性は高

かったかもしれないが、移動の自由が原則である近代社会においては、両者は原理的に一致しない。それにもかかわらず、同和地区においては両者の一致が納得的に受け入れられてきたとすれば、それは同和地区（被差別部落）が何らかの機制によって、普遍的な移動や交通の場から切断されて、孤立・閉鎖の場所としてあったからである。そこには現実には同和地区への、あるいは同和地区からの、人びとの自由な移動を容易には許さない何らかの機制が働いていたからである。そしてこのような機制の総体をおそらくは「差別」と呼んできたのである。しかしはたして、そのような機制を「差別」という言葉（概念）で一括りにしてもいいのだろうか、再検討の必要もありそうだ。被差別部落（同和地区）を近代化の趨勢から切断された「封建遺制」の場所としてとらえるような視点からすれば、そのような結論が出てくるのかもしれないが、しかしそうではなく、被差別部落もまた近代資本主義社会のなかに組み込まれ、その必要不可欠な構成部分としてあったのだという前提に立てば、差別の論理だけで「部落の貧困」を説明することは難しくなる。たとえば岸・齋藤・村澤は調査結果に基づいて「戦前から都市スラムとして形成されてきた朝日町では、もともと人びとの流動性が非常に高かった、という事実がある。これは『固定された身分的差別』というわれわれの部落に対する素朴なイメージを壊すものだが、こうした流動性の高さは、この地域が日本の資本主義の発達過程にしっかりと組み込まれていたことを表しているのである」（岸・齋藤・村澤：2011）という非常に重要な事実を明らかにしているが、このことは「三位一体的差別の時」にあっても都市の被差別部落にあっては部落／一般地区の境界を越えて人びとは移動し、交流していたということである。そうであるとすれば、差別によって部落民は空間的にも孤立・閉鎖の状態にあったとする「三位一体論」は根本的に再検討される必要があるということになる。

- vi) 野口はまた同和地区の階層区分の指標として「住宅の所有形態」を利用する理由として、「地区の居住ブロックは、住宅の所有形態によって大きく分かれていることが多い。そのために居住の近接性により日常的な接触交流の頻度も違ってきているだろう。また、地域に対する要求の類似性もみられるだろう」（野：1995、P.63）とも述べているのだが、これは「住宅の所有形態」という指標が、一方で生活空間の近接性に基づく「まとまり」の側面を表現していると同時に、もう一方ではその空間の「内部」における「階層的な差違」をも表現している、そのような

指標であるということを描いているのである。

vii) このことはいいかえるならば地理的・空間的に区分された場所はどこまでいっても階層的には「不純な」場所——あるいは多かれ少なかれ諸階層が共存し混淆する場所——である、ということの意味している。都市における地理的・空間的に区分された場所の場合にはとりわけそうである。階層的に完璧に棲み分けされた場所からなる都市は、都市を管理しコントロールしようとするテクノクラートたちの見果てぬ夢のなかにしか存在しないということなのである。橋本健二は「...、格差拡大を含めてすべての社会現象は、空間のなかで起こり、空間のなかで表現されるはずである」(橋本2011、P.42)と述べているが、そしてそれは間違っていないのだが、しかしその「表現」はつねに何ほどかは歪曲され屈折せしめられた表現であるということも忘れられるべきではない。

viii) 「所得スコア」はある所得分布(たとえば同和地区町丁の等価所得の分布)の基準となる所得分布(ここでは大阪市全体の等価所得の分布)に対する相対的な位置(所得水準の高低)を測ったものである。基準となる大阪市全体の等価所得の中央値をM、ある場所の等価所得の分布の分布関数をF(x)とするならば、「所得スコア」は $1-F(M) = 1-P(X \leq M)$ と定義されている。たとえば同和地区町丁においては、その等価所得が大阪市全体の等価所得の中央値よりも大きくなる確率は0.285——これは同和地区町丁においてその等価所得が大阪市全体の中央値(250.1万円)よりも大きい人の割合でもある。——であり、これが同和地区町丁の「所得スコア」である。そして大阪市全体においては、その等価所得が中央値(250.1万円)よりも大きい人の割合は0.5であるので、それと比べるならば同和地区町丁の0.285ははるかに小さいことがわかる。

ix) 以下の集計表は大阪市内における「持ち家」「公営住宅」「民間借家」という三つの場所に居住する人びとの「年齢構成」「家族形態」「現住所での居住期間」を示したものである。なお表示されている数値は度数ではなく「調整済みの標準化残差」である。この集計表からは「民間借家」居住層の中心が「25～34歳」の「単身」者であり、その居住期間も「1年未満」から「1～5年未満」の短期居住者であることがわかる。すなわち、「民間借家」は流動性の高い若年単身者が短期間居住する場所となっていることは明白である。こうした人びとの階層的位位置ははまだ相対的に低く、また未確定・不安定であり、このことを反映して「民間借家」という場所の所得水準が「中下層」を中心として

左右に広く散らばっているのだと推測される。

	年 齢			
	0-14	15-24	25-34	35-44
持ち家	84.2	-40.7	-225.8	-12.3
公 営	-33.0	-12.2	-101.1	-52.6
民 営	-67.9	49.9	296.8	44.6
	45-54	55-64	-65	
持ち家	70.1	57.2	63.3	
公 営	-19.5	19.1	164.6	
民 営	-61.4	-71.3	-165.6	

	家族形態 (8 類型)			
	夫 婦	高齢夫婦	夫婦と子供	一人親
持ち家	46.7	146.7	303.0	35.3
公 営	-20.5	100.1	-20.0	107.0
民 営	-35.0	-202.9	-291.0	-95.7
	その他親族	非親族	単 身	高齢単身
持ち家	137.8	-31.2	-415.0	-54.4
公 営	-11.4	-18.5	-157.1	98.9
民 営	-131.0	41.6	502.7	-1.6

	居住期間 (6 区分)			
	出生時から	1年未満	1~5年未満	5~10年未満
持ち家	118.9	-243.6	-283.6	-24.9
公 営	-55.5	-39.0	-49.5	-16.8
民 営	-91.2	288.0	337.9	37.8
	10~20年未満	20年以上		
持ち家	121.8	229.8		
公 営	35.3	85.3		
民 営	-154.4	-303.8		

x) ある場所における公営住宅の存在がその場所の階層的位位置をどの程度押し下げているのかということを知ることは難しいが、次のような「仮想の (hypothetical)」集計表を作成することによってその影響あるいは効果の大きさをきわめて大まかにではあるが推し測ることができるかもしれない。

	observational		
	mean	median	score
同和地区町丁	212.0	170.4	0.285
混住地区町丁	261.2	213.6	0.405
隣接町丁	284.4	233.8	0.457
その他町丁	300.3	252.0	0.505
	hypothetical		
	mean	median	score
	263.1	207.1	0.392
	286.5	236.1	0.464
	295.7	242.2	0.479
	299.1	251.0	0.502

この集計表は「同和地区町丁」「混住地区町丁」「隣接

町丁」「その他町丁」の別に、それぞれの等価世帯所得の平均値、中央値、所得スコアを推計したもののだが、違いは左側の推計値が「住宅の所有形態」の実際の構成比率（人口比率）に基づいた推計値であるのに対して、右側のそれは上記の四つの場所における「住宅の所有形態」の構成比率がすべて大阪市全体のそれと等しいと仮定した場合の推計値である、という点にある——上記の四つの場所と大阪市全体の「住宅の所有形態」の構成比率については（表7）を参照。

すなわちこの二つの集計表は、住宅の所有形態の観測値に基づいた所得水準の推計値と住宅の所有形態が等しいという仮定のもとでの推計値を比較しているのである。同和地区町丁を例に説明するならば、左側の集計表は、同和地区の実際の「住宅の所有形態」別の人口比率は「持ち家：22.4%」「公営住宅：40.2%」「民間借家：34.8%」「その他住宅：2.6%」であり、この観測された人口比率に基づいて推計された等価世帯所得の平均値が212万円、中央値が170万円、所得スコアが0.285であるということを示しており、それに対して右側の集計表では、もしも同和地区町丁の「住宅の所有形態」別の人口比が大阪市全体のそれと等しい「持ち家：52.7%」「公営住宅：8.4%」「民間借家：32.4%」「その他住宅：6.5%」であると仮定した場合に予想（期待）される所得水準の推計値——等価世帯所得の平均値は263万円、中央値は207万円、所得スコアは0.392——が示されているのである。そしてこの二つの推計結果を比べると、たしかに同和地区町丁の「住宅の所有形態」別の人口比が大阪市全体のそれと等しいと仮定した推計値においては、同和地区町丁とその他町丁のあいだの所得水準の格差はかなり縮小している。「所得スコア」で比較するならば、「観測データ」に基づく格差が0.258：0.505であるのに対して「仮想データ」に基づくそれでは0.392：0.502と格差は縮小している。それでも両者の所得水準の開きはかなり大きい。すなわち「住宅の所有形態」の構成比率を調整しても同和地区町丁の所得水準は「その他町丁」に比べるとかなり低いということになるのだが、しかしこのような調整を12地区について行ってみると、12地区中11地区の所得水準は「その他町丁」のそれよりも高くなって、「同和地区の所得水準は低くはない」という結果が導かれる。唯一の例外はJ地区であり、その所得水準はそのような調整を行っても際立って低い。しかもJ地区はきわめて規模の大きい同和地区である。すなわち、このJ地区の所得水準の低さが同和地区全体の所得水準を引き下げ

ているのである。この事態をどのように考えるべきか、難しい問題であるが、このJ地区の所得水準の低さをそのまま同和地区の所得水準の低さとみるのは適切ではないだろう。J地区の所得水準の低さは同和地区の所得水準の低さとは別に、J地区に固有の現実として別途その要因が探られるべきであろう。そしてこのJ地区を除外して同和地区の調整された所得水準をみるならば、それは決して「その他町丁」のそれに比べて低くはなく、ここから、同和地区の所得水準を低くみえさせている大きな要因が、同和地区における「住宅の所有形態」の構成比の「歪み」——公営住宅人口の比率の高さ——であることがわかる。

xi) この「同体法体制」という言葉は、三浦耕吉郎からの借用である。そして三浦は、この「同体法体制」を次のように定義している。

〈同体法体制〉とは、同和対策事業などのさまざまな事業を実施することを通じて、「実態的差別」や「心理的差別」を解消することにより、部落差別の解決をめざそうとする体制であった。そして、この枠組み自体は、特措法の失効後も依然として行政や運動体によって堅持されているようにみえる。（三浦：2009、p.21-22）

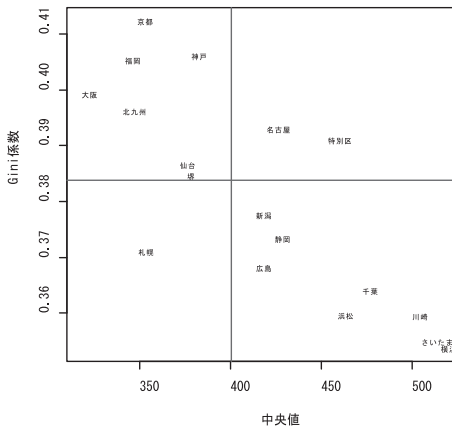
そしてこの定義に従えば、現在もなおこの「同体法体制」は健在であるということになる。特措法という法的な支えを失った「体制」がそれでもなおひとつの「体制」として持続しているのだとしたら、それを支えているものは一体何なのかということが問われなければならない。これはおそらく同和地区を同和地区としてまとめている「ヘゲモニー構造」を明らかにするということでもあるだろう。しかしこれはほとんど手付かずのままに残されている研究課題である。

xii) 以下の集計表は、「住宅・土地統計調査」（2008年）の集計結果から推計・算出した18指定都市の貧困率を示したものである。なお、「住宅・土地統計調査」の集計結果からは、等価可処分所得の分布を得ることはできないので、ここでは、等価所得をベースにして貧困率は算出されている。貧困の基準となる貧困ラインは同調査の全国集計表から算出した137万円に設定されている。

札幌	仙台	さいたま	千葉	特別区
15.04%	14.27%	7.87%	8.86%	9.83%
横浜	川崎	新潟	静岡	浜松
7.11%	7.88%	13.01%	11.49%	10.05%
名古屋	京都	大阪	堺	神戸
11.61%	16.81%	19.94%	16.04%	14.94%
広島	北九州	福岡		
11.77%	18.16%	17.27%		

この集計表から大阪市の貧困率が18指定都市のなかでもっとも高いということがわかる。そして、大阪市では、全人口のほぼ20%が、貧困ライン以下の所得であるということが示されている。すなわち大阪は「貧民の都市」なのである。

- xiii) 下の図は、18指定都市の等価所得の中央値（x軸）とそのGini係数（y軸）を二次元座標上にプロットしたものである。大阪市は、その所得水準はきわめて低いにもかかわらず、所得格差は大きい。



- xiv) この「ブレ」あるいは「ズレ」は都市における場所の階層的な位置の変動の表れである。もしも都市のすべての場所が階層的に棲み分けされ、そしてその階層化された場所がすべて安定的に再生産されているならば、あるいは(図9)でいえば都市の場所を示す点があたりの回帰直線上にすべての点のついているとしたら、そのような都市における人びとの「自由な」な移動は、同一階層の場所のあいだでの水平的な移動でしかありえないだろう。たとえば、貧しい人びとは賃貸アパートやワンルーム・マンション、公営住宅などのあいだを「自由に」移動し、富裕な人びとは郊外の「高級」住宅地や都心のタワーマンションのあいだを「自由に」移動する、といった具合にである。それは人びとの階層に応じて完全に棲み分けされた都市である。しかし現実には、そのような完全に棲み分けがな

されてしまった都市は存在しない——というよりも存在しえない。そもそも「自由な」都市——資本主義都市——がそのような完全な定常状態（静止状態）に到達することは不可能である。なぜなら資本主義都市は自らを不断に更新（スクラップ・アンド・ビルド）することによってのみ存続しうるからだ。資本主義都市においては——すなわち都市が資本の活動のための場所であろうとするかぎり——その規模の大小を問わず、都市の内部の場所の終わることのない更新（再開発）は必然であり、また絶対に必要でもある。静止した場所は資本にとっては「死の空間」（ルフェーブル）であり、それゆえそのような場所は無理やりにも蘇生（再生）されなければならない。かくして長いあいだ静止状態にあった都市の同和地区という場所もまた、遅かれ早かれ「再生」されなければならないのであったのである。その意味では、資本主義都市という場所は本質的に矛盾した場所である。一方で都市は資本によって管理・差配される場所として、階層的に整序され棲み分けされた場所であらなければならない。寄せ場（釜ヶ崎）は下層労働者の生活空間として、あるいは「危険な階級」の場所として、他の場所からは画然と切り離されて監視・管理・維持されなければならないが、同和地区もまたそうであつただろう。しかし他方では、都市が資本の自由な活動のための場所——利潤獲得のための場所——であるためには、都市のあらゆる場所は不断に更新（再開発）可能であらなければならない。そしていまや釜ヶ崎は「特区」として再開発のターゲットであり、おそらく同和地区もまたそうなのである。かくして、都市の内部のすべての場所は、階層的序列化とその序列の組み換えとの不断のせめぎあいのなかにある。それゆえ、都市における人びとの階層的な棲み分けの境界線は、決して固定されたものではない。それは不断に揺れ動き、変更されている。日々刻々と変化する都市の無数の場所でのこの境界線の引き直しが起こっている。揺れ動き、引き直されつつ階層化された場所の境界線は維持されている。古い文化住宅が取り壊されてワンルーム・マンションが建ち、高齢の単身者や夫婦がそこを去って、代わりに若い「不安定」労働者が入ってくる、長いあいだ打ち捨てられていた工場跡の空き地が「ミドル・クラス」向けの建売住宅地に変貌する、大規模ショッピングセンターが進出して商店街の零細個人商店の多くが閉店に追い込まれる、等々。今日、都市大阪の多くの場所で日々起こっているにちがいないこのような大小さまざまな場所の更新（再開発）によって、多くの人びとがそこから転出し、

また別の多くの人びとがそこに転入し、そうしてその場所の階層的な位置は変動している。そしてこの場所の「再生」とそれによって引き起こされる人びとの移動の過程にはつねに多かれ少なかれ「ジェントリフィケーション」がもたらす排除や暴力的家賃、立ち退きやホームレスや暴力、その他の階級的搾取や階級的虐待」（スミス：2014、P.77）が付きまとう。大勢としては同和地区は今はまだそのような資本による「再生」のターゲットとはなっておらず、それゆえその階層的な位置の変動の幅は大きくはない（例外はC地区とH地区）。その意味では「場所の記憶」が今なお生きているのかもしれないが、しかし同和地区がそのような変動から永久に免れている（排除されている）わけではもちろんない。同和地区にもまたつねにその「再生」の可能性は潜んでいる。それゆえ同和地区という場所の資本による再生（再開発）というテーマは重要な研究課題である。近年議論が盛んな「土地差別と土地価格」の問題とも密接に絡んだテーマでもあるが、しかしそれは同和地区を被差別の場所とのみみるような視点からは十分に解き得ないテーマであることは確かである。

【引用・参考文献】

Buuren, S. (2012) Flexible Imputation of Missing Data, CRG Press

Greenacre, M. (2007) Correspondence Analysis in Practice, Chapman & Hall/CRC

青木秀男 (2013) 「被差別部落の貧困のサイクルと下層問題」、『部落解放研究』19、広島部落解放研究所

井上清 (1950) 「部落解放理論と部落史の課題」、『部落問題』18、北大路書房

エルネスト・ラクラウ and シャンタル・ムフ (2012) 西永亮・千葉真 (訳) 『民主主義の革命 - ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』、筑摩書房

奥田均 (2009) 『差別のカラクリ』、解放出版社

奥田均 (2011) 「公共賃貸住宅団地の実態と課題」、『人権問題研究所紀要』25、近畿大学人権問題研究所

柄谷行人 (1999) 『ヒューモアとしての唯物論』講談社

岸政彦・齋藤直子・村澤真保呂 (2011) 「複合下層の変容：都市型被差別部落における高齢化問題を中心に」、『龍谷大学国際社会文化研究所紀要』13、龍谷大学国際社会文化研究所

組坂繁之・松岡徹・西島藤彦・谷元昭信 (2002) 「座談会

第三期の解放運動とは何か』、『部落解放』510、解放出版社

小池司朗・山内昌和 (2014) 「2010年の国勢調査における「不詳」の発生状況：5年前の居住地を中心に」、『人口問題研究』70-3、国立社会保障・人口問題研究所

坂元慶行 (1985) 『カテゴリカルデータのモデル分析』、共立出版

坂元慶行・石黒真木夫・北川源四郎 (1983) 『情報量統計学』、共立出版

島和博 (2014) 「テクニカル・レポート 国勢調査小地域集計データに基づく大阪市の町丁別人口移動の推計」、『Working Paper』7、大阪市立大学人権問題研究センター

島和博 (2015) 「テクニカル・レポート 国勢調査小地域集計データに基づく大阪市の町丁別世帯所得の推計」、『Working Paper』8、大阪市立大学人権問題研究センター

妻木進吾 (2012) 「貧困・社会的排除の地域的顕現:再不安定化する都市部落」、『社会学評論』62-4、The Japan Sociological Society

妻木進吾 (2013) 「引き継がれる困難：部落の若者の生育家族/学歴/職業達成」、『部落解放研究』

ニール・スミス (2014) 『ジェントリフィケーションと報復都市: 新たな都市のフロンティア』、原口剛 (訳)、ミネルヴァ書房

野口道彦 (1995) 「同和地区転入者層の階層的な位置：A市の実態調査結果より」、『同和問題研究』17、大阪市立大学同和問題研究室

野口道彦 (1997) 「『部落』の呼称と問題認識の変化：身分的呼称、階層的呼称そして地域的呼称」、『同和問題研究』19、大阪市立大学同和問題研究室

橋本健二 (2011) 『階級都市 - 格差が街を侵食する』、筑摩書房

部落解放同盟大阪府連合会 (2013) 『新たな部落解放運動への挑戦 水平社100年に向けて』、部落解放同盟大阪府連合会

前川修 (2009) 「オール・ロマンス事件の虚構と真実」、『2008年度部落史連座徳講座 講演録』、京都部落問題研究資料センター

三浦耕吉郎 (2009) 「<ポスト同対法体制>の構想にむけて」、『部落解放』616、解放出版社

師岡佑行 (1980) 『戦後部落解放論争史 (第1巻)』、柘植書房